朝鮮の領土—独島

朝鮮の領土―独島



朝鮮・平壌

外国文出版社

チュチェ 98（2009）年

目　　次

はじめに

独（トク）島は朝鮮東海上、鬱陵（ウルルン）島と並ぶ眺望絶佳の島で、さまざまな珍しい動植物が生殖している。それに暖流と寒流がぶつかる海域に位置するため水産物が多く、地下資源も豊富で、朝鮮東海の宝庫と謳われ、朝鮮の誇りとされている。

早くも数千年前に独島を発見した朝鮮人は、爾来、民族の領土として島の富を生活に役立ててきた。

遠い昔からの朝鮮の領土独島の奪取をはかって、卑劣な策動を続けてきた日本は、近年、露骨に独島の領有権を主張しはじめた。

朝鮮人民の尊厳と自主権を蹂躙してはばからない日本のこの侵害行為に対して、本書は、独島が朝鮮の領土であることを、具体的な歴史的考証に基づいて再確認するとともに、その間、日本がどのような侵略的不当行為を働いてきたかを告発している。

1　独島は朝鮮の神聖な領土

(1) 独島の地理と資源

山紫水明の地として昔から錦繍江山と呼称されてきた朝鮮には誇りも多い。朝鮮は 3 面が海に囲まれた海洋国である。その中でも見晴らしのいい朝鮮東海の鬱陵島と独島は景色の美しいのもさることながら、天然資源がとりわけ豊かで古くから朝鮮人の創造的生活の重要な対象とされてきた。

独島は約 460 万年前、白頭(ペクトウ)火山をはじめとする朝鮮の一連の火山とほぼ同じ地質時代にできた火山島で、地下には朝鮮本土にはない貴重な鉱物が埋蔵されており、また周辺海域には高価な水産資源も豊富で、周辺の人びとの注目を集めてきた。

独島の位置

朝鮮東端の独島（慶尚(キョンサン)北道鬱陵郡独島里）は、慶尚北道蔚珍(ウルチン)郡竹辺(チュクピョン)里竜秋(リョンチュ)岬の北東 216.8km、鬱陵島の南東 87.4kmに位置し、東島と西島からなっている。周辺には大小数十の岩礁がある。



西島は北緯 37° 14′ 30.6″、東経 131° 51′ 54.6″、東島は北緯 37° 14′ 26.8″、東経 131° 52′ 10.4″にある。

西島の周は 2.8km、面積 8 万 8,639 ㎡、標高 168.5m、東島は周 2.6km、面積 7 万 3,297 ㎡、標高 98.6m である。このように、西島は東島よりやや大きいため、西島は「雄島」東島は「雌島」と呼ばれもした。両島周辺の岩礁の総面積は 2 万 5,517 ㎡である。

独島から鬱陵島までの距離は先にも見たように87.4kmであり、独島から隠岐島までのそれは157.5kmであるから、鬱陵島までより70.1kmも遠い。実際、晴天の日には独島から鬱陵島が望見できるが、隠岐島は全然見えない。このように独島は、地理的に日本より朝鮮にずっと近い朝鮮固有の島である。

異彩を放つ独島の景観

独島はそのすぐれた景観をもって、古くから、朝鮮人民に愛されてきた、朝鮮の自然界に属する島である。

独島は、波と潮流の海食作用によってできた海食洞、海食崖、海食台などの海食地形体や奇峰、奇岩が海景色と溶け合って、秀麗な風光をなしている。西島の代表的な海食洞は三兄弟(サムヒョンジエ)洞、奇峰は宕巾(タンゴン)峰であり、東島の代表的な海食洞は天障(チョンジャン)洞、奇岩は独立門(トクリプムン)岩である。

独島の海食崖は波食が特に著しい西島の南および南西側に発達している。海食洞と並んで独島の絶妙な風光を一段と際立たせている海食崖には、波食によって出来た海食洞や海食溝などもある。独島の典型的な海食台は、西島と東島の間の長さ330m、幅150mの区域に広く発達している。西島と東島を取り巻く大ザリガニ岩、小ザリガニ岩、ムカデ岩、平岩、軍艦岩、ニワトリ岩、出発岩、象岩など数十の岩礁からなる独島周辺海域は、あたかも「多島海」の様相を呈している。

独島は鳥たちのすぐれた生息地

独島は鳥の生息地としてすぐれていて、種々の鳥が棲み、あるいは往来している。冬季にもっとも多く見られるのはカモメである。黒、黄、赤色の混じった目とくちばしを持つ独島のカモメは、他のカモメに比べて美しく、絶壁の上や平坦地に巣を造って越冬している。

冬、カモメに劣らず目立つのはスズメである。どこからやって来たのか、昔、小屋の屋根に巣くった数羽のスズメが繁殖して、いつしか今日のように増えたという。

ウソは茂みや水際に棲み、春暖かくなると、北方に飛び立つ渡り鳥である。

独島の冬景色に色を添える鳥のなかには、イソヒヨドリもいる。本来、東南アジアで多く冬を越す鳥であるが、独島の風景に魅せられてか、毎年渡ってくるようになった。また、独島の断崖に巣を造っているウミウや、耳のあたりにあざやかな白斑があって遠くからでもよく見分けられるホオジロガモがおり、そのほかハクセキレイ、ミヤマガラス、ミヤマホオジロ、マンシュウカシラダカ、シロハラホオジロなどもよく見られる。

5 月ともなると、冬見られなかった鳥たちが飛来して独島の風景を明るく彩る。春は、チュウサギ、アマサギ、マヒワ、バン、コムクドリなどが、朝から餌を求めて飛び交うのが見ものである。

2003 年 5 月末、それまで見られなかったマミジロがこの島に現れた。全身黒色で眉だけが白く、鳥類学者もじかに見るのは難しいといわれる珍鳥である。



1　カモメ　　2　ショウビタキ　　3　マミジロ　　4　ミユビシギ

また、腹部が黄色いシマノジコやミユビシギ、アオサギ、シメ、シマゴマなども棲んでいる。

以上のように独島には、ミソサザイのような留鳥、シラサギ、アオサギのように水辺に棲む鳥、冬にだけ現れる渡り鳥や旅鳥、ハクセキレイ、コシアカツバメ、オオヨシキリのような夏に飛んできてここで繁殖する渡り鳥もいる。

独島に年々ますます多くの鳥が飛来するのは、ここが繁殖地と越冬地を異にする渡り鳥の通り道に当たっているからである。

今日まで独島では 40 余種の鳥類が観察されているが、さらに発見さ

れるものと見込まれている。

独島の特異な植物相

独島には70余種の植物が自生している。そこでは、タンポポ、カタバミ、ノゲシ、ダルマギク、イヌガラシなど朝鮮全土のどこにでも見られる草花のほかは、朝鮮中・南部に多い草木が大半を占め、その一部の変種である独島ハタザオ、独島ホタルブクロ、独島ヒョウタンボクなどは、鬱陵島と独島にだけ自生する特異な品種である。

ほかにも、険しい断崖や岩の割れ目に咲く済州キリンソウ、ベンケイ科の多年草であるキリンソウ、色も形も春咲く花より一段と美しいエゾナデシコ、それにツユクサ、ガガイモ、イヌホオズキ、オオイタドリなど、きれいな花を咲かせる草が多い。



1 独島ハタザオ　2 ガガイモ　3 ダルマギク　4 キリンソウ

独島は水産・地下資源の宝庫

独島は、水産資源に恵まれ、地下資源も豊富である。

鬱陵海底盆地の東側独島海山の高さは 2,000m であるが、沿岸 100m 以内の水深は平均 3～4m、200m までは 20m 程度である。したがって海底まで日が差し込む上、深海から浮上する栄養塩に恵まれて、島の周辺ではワカメ、コンブその他の海藻が群生している。朝鮮南海で初春から繁茂する海藻が独島沿岸でも群生するのは、この海域を暖流が流れ、水温がかなり高いせいでもある。この繁茂する海藻中には各種稚魚が棲息している。ホシヒトデ、クラゲ、ヤドカリ、タコ、ヒモムシ、

アカニシ、ウニなどはその代表的な魚介類である。

朝鮮東海は、ベーリング海・オホーツク海などと共に世界 3 大漁場の一つである太平洋北部漁場に属しているために魚類が多く、これらが暖流や寒流に乗って年中独島付近に集まって来る。



1 タコ　2 ウニ　3 アワビ

春季は、サバ、カタクチイワシの群れが南方から北上し、他方ニシン群が北方から南下して来る。また夏季はイワシ、冬季は朝鮮の名産スケトウダラの大群が押し寄せる。

独島の海域にはほかにも、ナマコ、アワビ、イカ、コウイカ、イルカ、オットセイ、クジラなどの魚介や海獣、それに高価なマス、ブリなども生息している。

独島水域の海底には、21 世紀の代表的なエネルギー資源といわれるメタン水化物とリン肥の原料燐灰土が豊富に埋蔵されている。最近の

資料では、メタン水化物は氷結晶状態でおよそ 6 億トン埋蔵されているという。

以上概観したように、独島は、景色がすぐれているうえ、さまざまの珍しい動植物や水産資源、本土にない有用な地下資源の豊かな、朝鮮人民が国の財富として大事にし愛してきた、朝鮮の神聖不可侵の島である。

(2) 鬱陵島と独島の地名

朝鮮民族は古くから同じ血統を引く単一民族であり、同一の歴史と文化を創造し、同じ言語を使ってきた。

朝鮮人は自然と社会を改造する活動を通して居住地と山野、川、海などに無数の名称を残してきた。独島と鬱陵島の名称にもそうした由来がある。独島の初期の名称は鬱陵島とも関係しているため、まず鬱陵島の名称から言語的に考察することにする。

鬱陵島の名称の由来

鬱陵島は慶尚北道蔚珍群竹辺里竜秋岬の北東約 135kmにある朝鮮東海上の島である。現在の行政区は慶尚北道鬱陵郡である。面積は 72.834 ㎢、周は 49.15kmで、地形は聖人（ソンイン）峰（984m）を中心に四方へ次第に

広がり下っている。島のほとんどは山地で、海辺は平地である。朝鮮人は古くからこの平地と谷間で暮らしてきた。

鬱陵島は三国時代には于山（ウサン）国、高麗（コリョ）時代は武陵（ムルン）、于陵（ウルン）、李朝時代は鬱陵島、武陵、于陵と呼ばれた。

三国時代の于山国は、独島を含む鬱陵島を中心とした小国の名称で、慶尚北道蔚珍郡の地名蔚珍と関わりを持っている。

では、蔚珍という地名の由来は何であり、それが鬱陵島とはどういう関係にあるのだろうか。

蔚珍県について『高麗史[注]』には、「蔚珍県はもと高句麗（コグリョ）で于珍也（ウジンヤ）県と呼ばれていたが、新羅（シンラ）の景徳（キョンドク）王（在位 742～765 年）が現在の名称に変え、郡とした。高麗時代には格下げし県令を置いた」としている。

［注］『高麗史』は、高麗王朝（918～1392 年）の歴史を紀伝体で記した史書（139 巻）で、李朝の成立初期から叙述され始めたが、たびたび紆余曲折を経て 1451 年に完成した。『高麗史』は世家 46 巻、志 39 巻、表 2 巻、列伝 50 巻、目録 2 巻の全 139 巻からなっている。世家には 475 年間の高麗封建国家の政治、経済、文化、対外関係など各方面の史実が王代別、年月日の順序で記録されている。

このように、蔚珍県は高句麗の于珍也県に由来した名称であるが、于珍也とは、この地帯が他所より高い或いは上側の原だという意味で

ある。この于珍也県とその周辺の住民が鬱陵島(独島を含む)に住み着くようになって、彼らは島の名を故郷の地名にちなんで于山（ウサン）と呼んだ。

于山も同じく高い地帯という意味を持ち、于珍也と通じる語である。このように鬱陵島の名称は蔚珍県に由来したもので、この地域住民が鬱陵島への進出状況を物語っている。

朝鮮海辺の住民が海の征服にかけた活動は非常に積極的で、新発見の島や他地域の海辺に自己の居住地の名をつけた例は少なくない。

例えば、済州（チェジュ）島の旧名である耽羅（タムラ）島は、全羅（チョンラ）南道康津（カンジン）郡の耽津（タムジン）地方の住民が大勢そこへ渡り、住みつくようになってから付けられた名称である。

鬱陵島は、高麗・李朝時代には于陵または武陵と呼ばれたが、これらも上側の高地という意味である。

このように、鬱陵島の旧名である于山国、于陵、武陵はいずれも、高句麗時代の于珍也という上側の原、高い地帯という意味の地名に由来しており、このことからしても鬱陵島に朝鮮人が積極的に進出していたことがわかるのである。

独島の名称の由来

独島は、三国時代に鬱陵島と合わせて于山国と呼ばれ、高麗時代には于山島、李朝時代には三峰（サムボン）島（15 世紀後半期以後）、可支（カジ）島（18 世

紀末以後）、そして19世紀末からは独島と呼ばれるようになった。

李朝時代初期の独島の名三峰島は、三つの大きな峰をもつ島という意味で、その名は『新増東国輿地勝覧[注]』『李朝実録』『万機要覧』をはじめ朝鮮の諸史書に記されている。

［注］『新増東国輿地勝覧』は、16 世紀に編纂された朝鮮全国地理誌（55 巻）で、巻頭には序文と八道総図（朝鮮全図）、各道篇には各道別地図と道別総論、郡県別の沿革、郡県名、姓氏、風俗、形勝、山川、産物、城郭、関防、烽火台、学校、楼亭、駅院、寺院、祠堂、陵廟、古跡、名官、人物、孝子、烈女、題詠など20余項目を設けて説明が施されている。

この三峰島という名称は、15 世紀初め以後、李朝がこの島を一時無人とする「空島政策」を取り、ときどき敬差官を送って見まわらせていたが、15 世紀後半期の幾度かの現地調査で、独島の近くに行って見ると、二つの大きな岩島（東島と西島）の間に小さな岩島が見えたとして付けられたものである。このように三峰島の名も李朝時代、朝鮮人が独島を詳しく調べたことから付いた名である。

18 世紀末に付けられた可支島の「可支」はオットセイのことで、オットセイが多い島という意味である。『増補文献備考[注]』の于山島についての説明で、この島の海中に大きな獣が棲んでいるが、牛のような格好をしており、目は赤く角はない、群れをなして海辺に寝そべって

おり、人間が一人で近づくと襲いかかるが、人間が多いと海中に入る、この獣の名は可支である、と書いている。要するに可支島とは、この島に多いオットセイが有名だったことで付いた名である。

［注］　『増補文献備考』は、古代より中世までの朝鮮の政治、経済、文化及びその他の制度を部門別に分け、それをまた、項目別、年代順に分類して書いた本（250 巻）で、1770 年に『東国文献備考』という題名で編纂出版されたが、その後修正・補充され、1908 年に出版された。ここには、天文、暦学、地理、姓氏、礼式、音楽、軍隊、刑罰、土地、租税、国家財政、戸口、号牌、市場、還子、外交関係、官吏の任命、学校、学齢、歴代の中央及び地方行政官制、兵役及び武官制度、禄俸、甲午改革以後の官制、歴代の著作と編纂、図書分類別目録など朝鮮の各種の制度と出来事、文物などと共に特殊な自然現象まで部門別、年代順に記録されており、史料としての価値が大きい。

このように可支という島名も同じく、朝鮮人たちがこの時期に独島にやってきて、オットセイを捕りながら呼んだ独島の別称である。

19 世紀末から呼ばれるようになった独島という名は、「石の島」の転である。

19 世紀末、独島に対する李朝の積極的な開拓政策によって、慶尚道、全羅道の住民が鬱陵島に大勢移り住み、漁期には独島に小屋を建てて

長期間漁労をしながらこの島を「石（トル）島」と呼んだが、この「トル」がなまって「トク」とも発音され、やがてこの発音に「独」が当てられて「石島」は「独島」と呼ばれるようになった。

このように「独島」という名も、朝鮮人の創造的活動のなかで生まれた名称である。

独島はそのいろいろな島名の由来から見ても名実共に朝鮮の領土であることがよくわかる。

日本人は、14 世紀末、鬱陵島と独島の存在を知り、17 世紀頃から両島への関心を深めて独島を松島、鬱陵島を竹島と呼んだが、その後 200 年以上島に現れることがなかった。それが 19 世紀 80 年代から再び現れて、独島を竹島、鬱陵島を松島と誤り呼んだ。現在もこれが習わしとなっている。このことは、両島がかれらの領地でなかったことを自らがさらけ出したものである。

(3)　独島史概観(古代―近代)

朝鮮東海と鬱陵島・独島を開拓した古代朝鮮人

朝鮮人が鬱陵島と独島を開拓したのは数千年前の古代からである。

古代、鬱陵島に渡った朝鮮人は、原始林を拓いて一部農耕を営みながらも、主として漁労に従事した。かれらは鬱陵島の周囲ばかりでな

く、春、夏、秋の漁期には独島に渡り、そこでコウイカ、カタクチイワシ、クジラ、イルカ、オットセイなどを捕り、アワビ、ワカメなども採取しながらこの島に生活の痕跡を残した。19 世紀末、副護軍李奎遠（リギュウォン）は政府の命で鬱陵島を調査し、日記に、鬱陵島のところどころに支石墓があると記している（『鬱陵島検察日記』）。

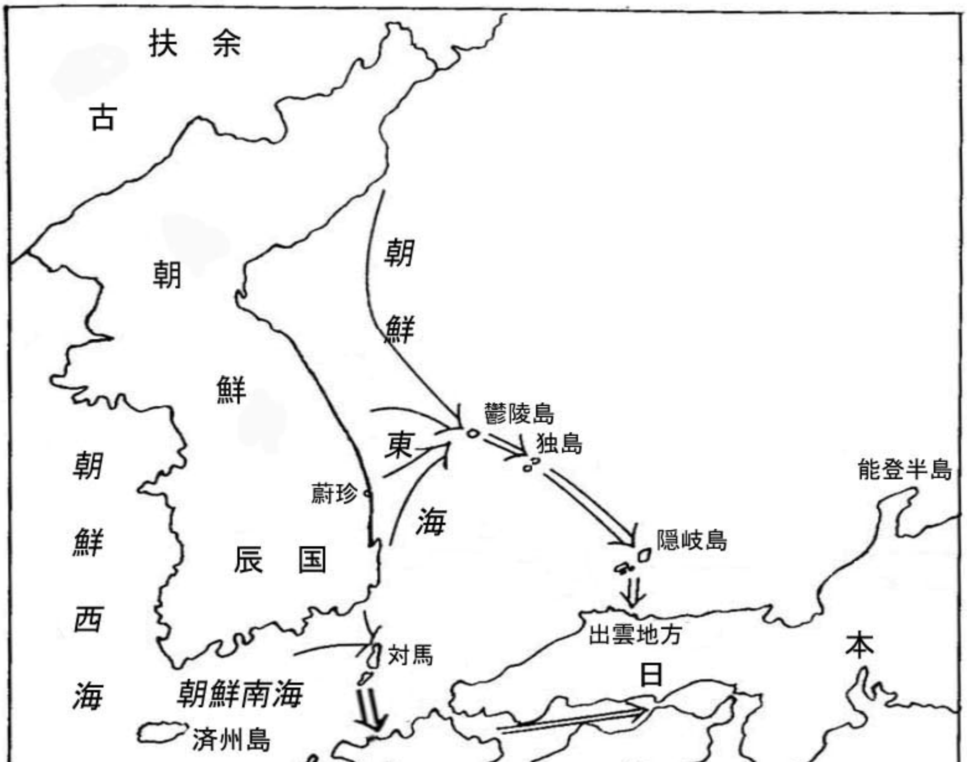


鬱陵島検察日記

支石墓は古朝鮮の支配階級が営んだ墳墓で、国都平壌（ピョンヤン）を中心に国内はもとより、同族の国扶余（プヨ）、辰（チン）などにも広く伝播した主な墓制である。

当時、古朝鮮は江原道（カンウォン）、咸鏡道（ハムギョン）地域を、辰は慶尚道地域を占めていたが、江原道と慶尚道の境界あたりの沖合いで、寒流と暖流がぶつかり、これが鬱陵島と独島付近を流れる朝鮮海流の一つを形成し好漁場をなしていることからして、朝鮮東海沖に漕ぎ出して鬱陵島に上陸

し、ここに定着して支石墓を残した人たちは、古朝鮮や辰など古代の朝鮮人であったと確言できる。東海岸に住む古代朝鮮人は、船で海を渡り、鬱陵島に拠点を定めて漁労を行い、漁期には近くの独島にも出かけて魚を捕り、海藻を採取した。



古代朝鮮の独島開拓と日本列島進出

特に、紀元前 4、3 世紀頃にかれらの活動はいっそう積極的になった。当時、朝鮮人は朝鮮東海や朝鮮南海を経て、日本列島に進出し、北九州など西部地方における弥生文化（前 4、3 世紀～紀元 3 世紀頃）を生

み出す上で大きな役割を果たした。弥生文化は、当時高度の技術を要する稲作と金属文化を基本的な内容として成立したが、これは日本列島へ移住した朝鮮人によってなされたのである。

例えば、弥生時代、古代朝鮮人が伝えた金属器の青銅短剣(細形銅短剣)、銅矛、銅戈、銅鐸は主として北九州をはじめ日本の西部地方に分布しており、稲作もここから始まった。弥生文化を普及した古代朝鮮人は、朝鮮南海岸と東海岸を占めていた辰国人が主であったが、江原道以北の海岸を占めていた古朝鮮人も少なくなかった。言い換えれば、後世の高句麗人の日本列島への進出コースから推して、古朝鮮人も朝鮮東海岸から寒流を利用して鬱陵島・独島付近に至り、ここで暖流に乗り換えて日本列島の西海岸に渡り、ここに定着して弥生文化を生んだのである。

古代朝鮮人が鬱陵島・独島を経て日本列島に進出したことについては、日本の学者たちも認めている（『古代日韓交渉史』断編考 123、127 ページ）。

『日本書紀』の出雲神話には、弥生時代に辰韓人が慶尚北道迎日(ヨンイル)湾から朝鮮東海の海流に乗って出雲地方に進出した事実が語られている。つまり辰韓人は、多くの場合朝鮮東海の鬱陵島・独島付近を流れる海流に乗って出雲に渡ったのである。

この海流は、1693 年、鬱陵島と独島に侵入した日本人を駆逐し両島の領有権を守るため、隠岐を経て伯耆国（鳥取県）に到着した安竜福(アンリョンボク)

が利用した航路でもあった（『粛宗(スクチョン)実録』『増補文献備考』）。

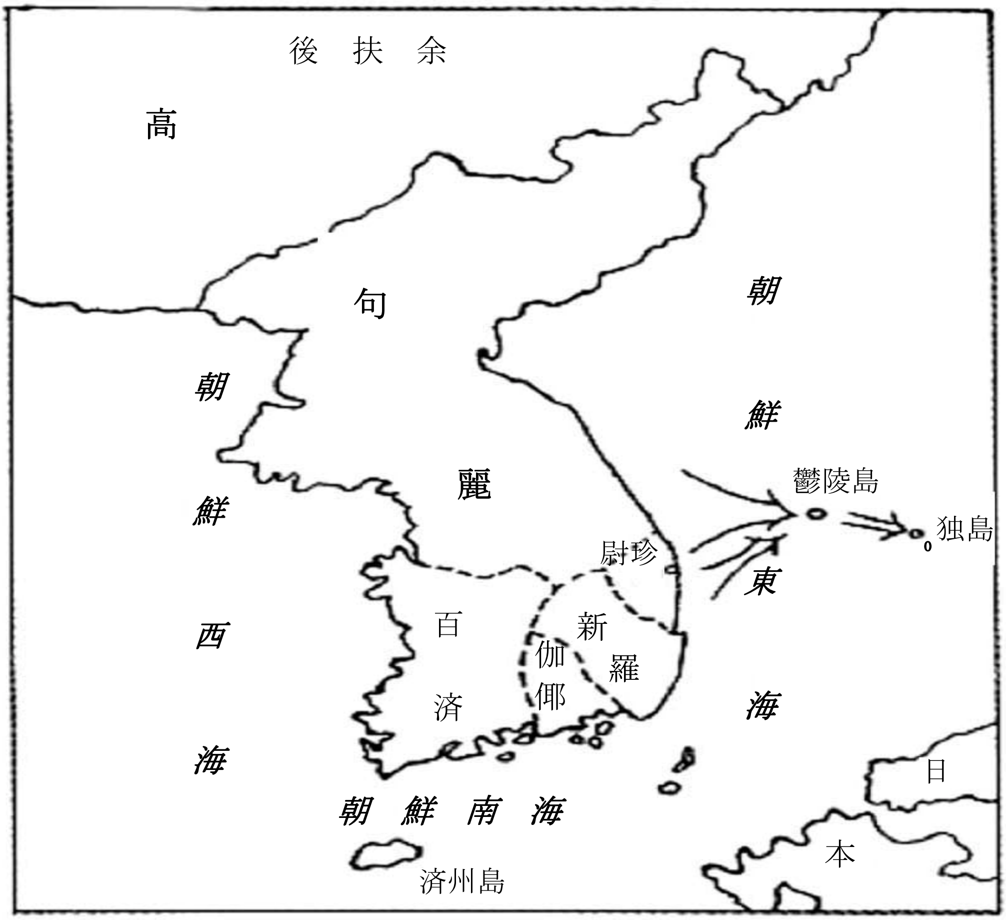
　このように朝鮮東海上の鬱陵島や独島に渡り、ここを開拓したのは古朝鮮、辰国などの古代朝鮮人であった。

　かれらは鬱陵島に定住し、独島でも漁労を行う一方、日本列島にも進出して自国の先進文化を伝えたのである。

高句麗・新羅人の鬱陵島・独島進出の積極化

　封建時代が始まる三国時代、朝鮮東海と鬱陵島・独島への進出はいっそうの活気を呈した。前 277 年に高朱蒙(コジュモン)が建てた高句麗は、周辺諸小国の統合を進め、1 世紀には南は大同江界線、東は南沿海州から咸鏡道、江原道の海辺に至る広大な領土を占めた。

　1 世紀半ばに成立した新羅は、周辺の諸小国を統合し、2 世紀には、洛東江(ラクトン)東部の海沿いの慶尚道地域まで領土を拡大した。



三国時代。高句麗・新羅人の鬱陵島・独島進出

三国時代、新羅人の日本列島進出は積極的であった。

例えば、島根県北方の隠岐諸島に属する小島知夫里は、慶尚北道慶州（キョンジュ）東側海岸の迎日（ヨンイル）県と彦陽（オンヤン）県に住む新羅人が鬱陵島・独島付近を流れる海流に乗ってこれらの島に渡り、命名した名である。『新増東国輿地勝覧』には、迎日県の旧名は「斤烏支（クンオジ）」であり、

斤烏支の烏支は「オキ」とも発音され、これが隠岐の名となった。また、彦陽県の旧名は「居知火（コチファ）」で、知火は「チブリ」とも発音され、これが隠岐諸島中の一島の名知夫里となった、と記されている。これは日本の学者たちも認めている（『古代日韓交渉史』）。

　こうした事実は、迎日県と彦陽県に住む新羅人が出雲へ渡るとき、主に鬱陵島と独島付近を流れる海流を利用して知夫里島が位置する隠岐諸島にいったん上陸し、ここを拠点としたのであり、その際島の名を郷里の名で呼んだことを語っている。

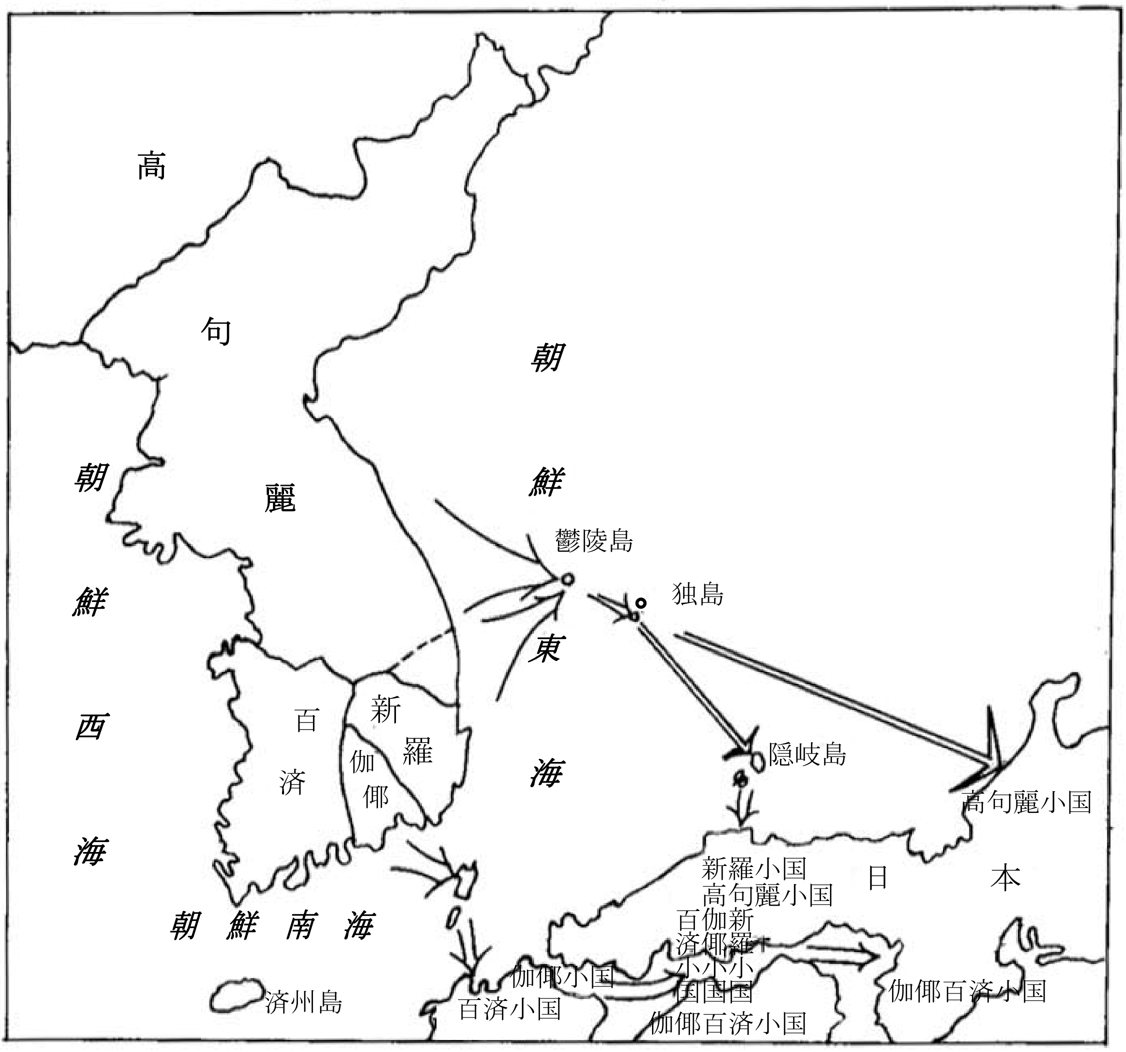
　この頃、新羅人は出雲に小国を立て、先進文化を普及した。

　『三国遺事』には、新羅の東海岸地方の住民であった延烏郎（ヨンオラン）と細烏女（セオニョ）が、157 年、日本に渡って王と王妃になったとあるが、これは、かれらが鬱陵島・独島付近の海流に乗って出雲に渡り、小国を建てたものと推測される。

　以上の事実から、2 世紀を前後して新羅人が日本に渡る際、鬱陵島・独島付近の海流を多く利用したばかりでなく、これらの島にも定着し生活したことを示唆している。

　ここで注目に値するのは、4、5 世紀、高句麗、百済、新羅の 3 国と伽倻人たちが、朝鮮東・南海を渡って日本に進出したことで古墳文化が発生し、日本の西部地方に朝鮮系小国が少なからず出現したことである。

　日本に建てられた朝鮮系小国の分布状態を見ると、次の通りである。



三国時代朝鮮人の日本列島進出

当時の国の位置と海流の向きからして、高句麗・新羅人は朝鮮東海を渡り、伽倻・百済人は朝鮮南海を渡って日本に住み着き、諸小国を形成したと見られる。

5 世紀の高句麗人は、鬱陵島・独島付近の海流に乗って日本の能登

半島あたりに大々的に渡り、さらに内陸の長野県一帯に進出して大勢力を形成し、小国を建てた。このことは、この一帯に数千もの高句麗式積石塚が存在していることからも知ることができる。

長野県一帯に高句麗式積石塚が大量に分布していることは、鬱陵島・独島付近の海流を利用して高句麗人が日本に大挙進出したことを示しており、このことからも、かれらが鬱陵島・独島を占めていたであろうことが推察される。

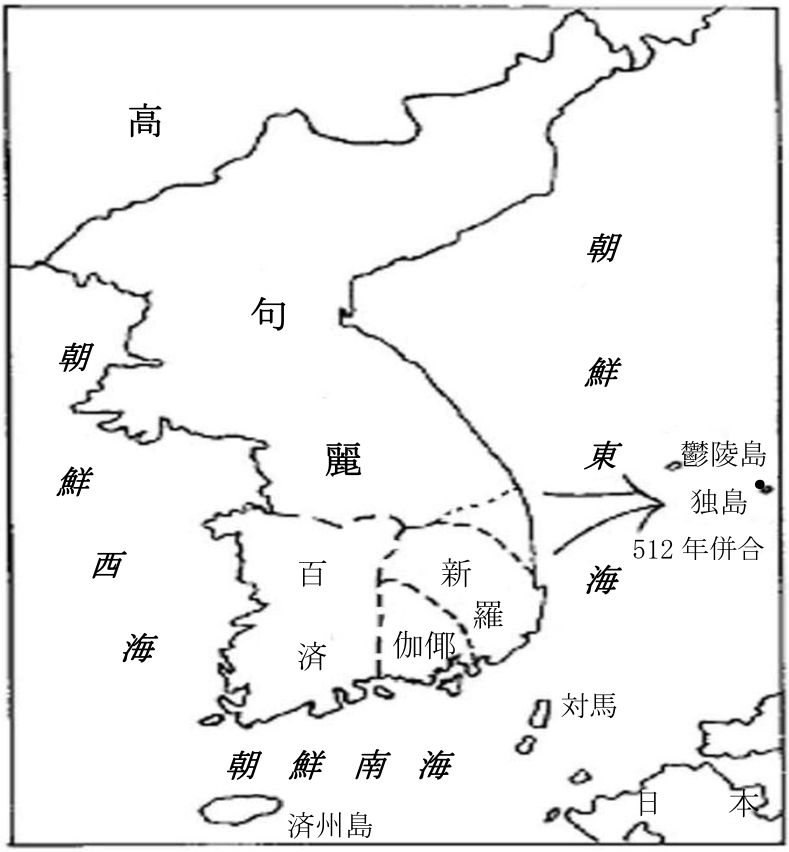
この時代に高句麗が鬱陵島と独島は言うまでもなく、日本列島にまで進出したのは、かれらが 3 国の統一をめざして南方に積極的に進出し、5 世紀末～6 世紀初めには清河（チョンハ）(慶尚北道浦項（ポハン）市)地方まで占め、朝鮮東海岸一帯を掌握したことと関連している。

したがって、5 世紀末～6 世紀初めの鬱陵島・独島は高句麗人の生活の場であった。鬱陵島で高句麗の高坏が発見されたことは偶然ではない。それに、『高麗史』には江原道蔚珍郡はもと高句麗の于珍也県であると記されており、鬱陵島や于山国、于山島などの名が于珍也県に由来していることと考え合わせても、高句麗人がここに住み着いていたことは間違いない。

5 世紀末～6 世紀初めの高句麗人の鬱陵島・独島への積極的な進出と結びつけて考え合わせると、この時期に成立した于山国の支配者や住民は高句麗人であったと言える。換言すると、高句麗人はこの時代に于山国の主要な住民をなして、漁労などを営んでいたのである。

当時、于山国は鬱陵島と独島を占め、広大な海と険峻な山勢に依り、あなどり難い存在であった。

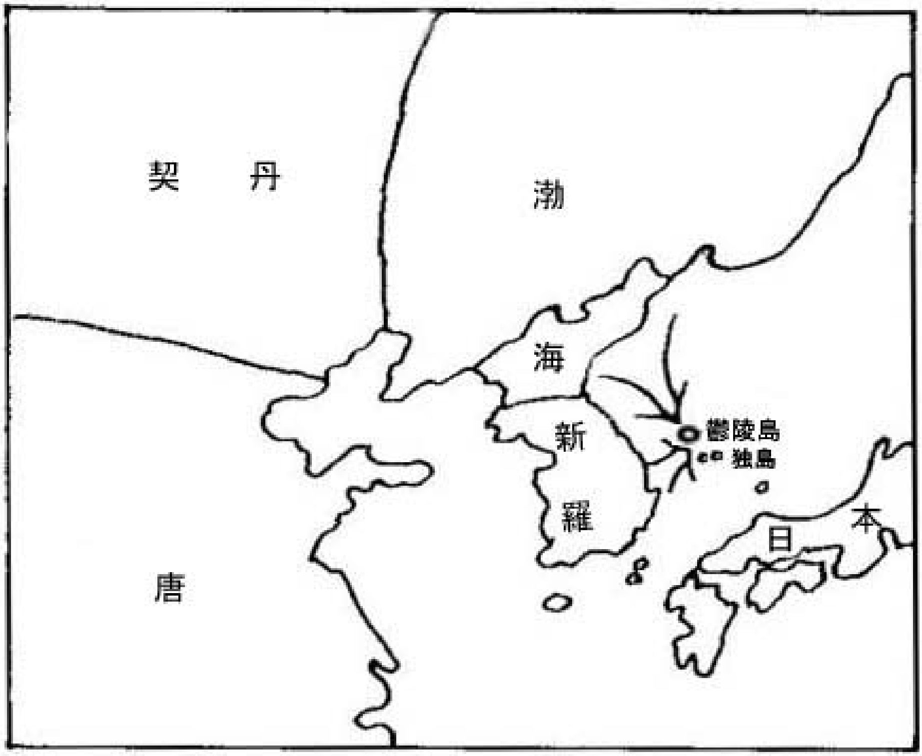
『三国史記』によると、512 年、新羅はこの于山国を併合し、鬱陵島・独島の住民も主に、新羅人で構成されるようになった。



新羅による于山国の併合

渤海（パルヘ）は高句麗の滅亡後、698 年から 926 年まで存在した高句麗の継承国で、東南方では南沿海州と咸鏡道地方を占め、日本との間では使臣が往来し、文化の交流も行われた。渤海の使臣団と商人は多くの場合、

南京南海府（ナムギョンナムヘ）（現在の咸鏡南道北青（プクチョン）付近）や東京竜原府（トンギョンリョンウォン）(現在の咸鏡北道清津（チョンジン）市)から朝鮮北方からの海流(寒流)に乗ってじかに日本へ渡り、ときには北方から南下して鬱陵島・独島付近を流れる海流に乗り換えて日本に渡りもした。



後期新羅・渤海人の鬱陵島・独島進出

15 世紀末、咸鏡道の人たちが鬱陵島と独島に渡った事実から推して、この時期、咸鏡道を占めていた渤海人も鬱陵島・独島の海流を利用したと言えるのである。

しかし、渤海・後期新羅人の鬱陵島・独島への進出は、以前の三国

時代よりは盛んでなかった。

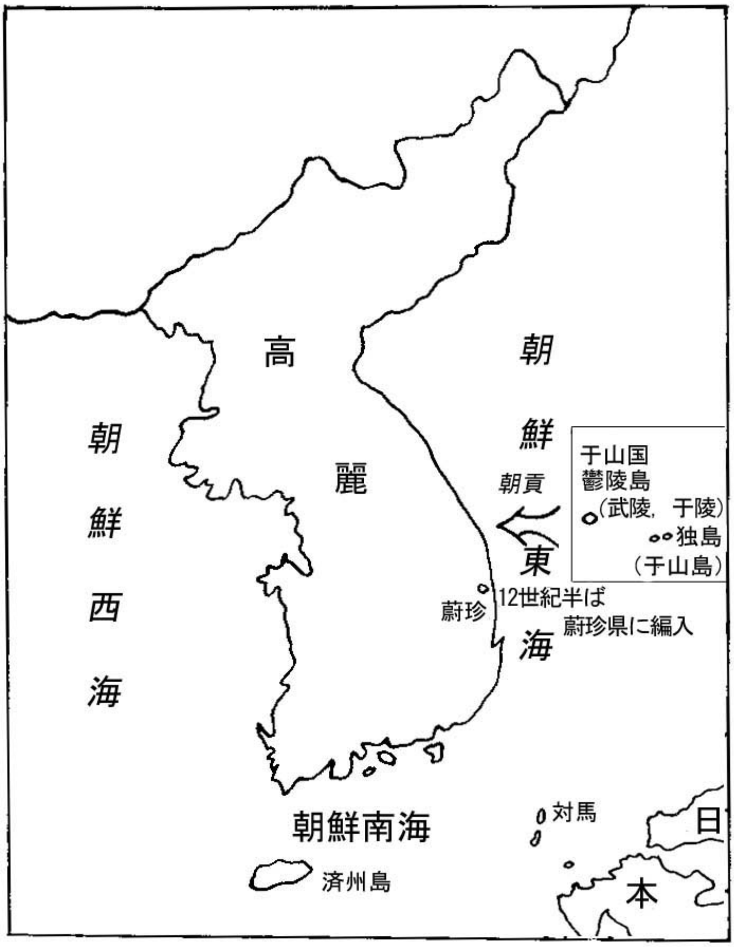
高麗の領土となった鬱陵島と独島

918 年に成立した高麗は、936 年国土統一後、封建的支配体制を整え、経済と文化の発展に力を入れ、11 世紀には国の対外的地位を著しく高めた。

高麗は民族の力と知恵を合わせて外敵の侵入から国を守り、世界最初の金属活字を発明し、高麗青磁のようなすぐれた作品を作り出した。

このような流れのなかで朝鮮東海と鬱陵島・独島の開拓活動はより積極的になった。

鬱陵島と独島などの島を治めていた于山国は、最初は高麗に朝貢していたが、12 世紀半ばに高麗蔚珍県に組み入れられた。



高麗と独島

『高麗史』地理志には、「于山、武陵は二つの島で、互いの距離は遠くなく、晴れた日は望見できる」として、于山島（独島）と武陵島（鬱陵島）が密接な関係にあったことを明記している。

于山国は建国初期から高麗に朝貢し、高麗はその地を属領として住民を優遇した。

930 年 8 月、于山国が二人の使臣白吉（ペクキル）と土豆（トドゥ）を送って朝貢したとき、

高麗はかれらに正位、正朝の官職と爵位を授けており、于山国が 1018 年 11 月、東北女真に荒らされて凶作に見舞われると、李元亀（リウォング）を送って農具を与えるなど島民を積極的に援助した。翌 1019 年 7 月、再び女真の侵略を受けた于山国の住民が避難してくると、かれらを島に送り帰して、島を捨てないようにし、1022 年 7 月、避難してくる島民が増えると、島を捨てないよう約束させた上で、かれらを一時慶尚道札州（レジュ）（寧海（ニョンヘ））地方に安住させ、食糧や生活資金を与える一方、本土の郡県民を島に送り込む措置も講じた。

高麗のこうした措置は、于山国（鬱陵島・独島）が自国の属国であったからである。

12 世紀半ばから于山国が次第に衰退すると、高麗は鬱陵島と独島を蔚珍県に所属させて直接統治した。

1141 年 7 月、溟州（ミョンジュ）道監察使李陽実（リヤンシル）は、鬱陵島に使臣を送って島の特産物を王に献上するようにし、1157 年 5 月には、土地が比較的広く肥沃な鬱陵島に郡県を置く目的で内給事金柔立（キムユリプ）を送って調査に当たらせた。

12 世紀末～13 世紀初めにも、高麗は鬱陵島を開拓し、統制を強める目的で、陸地の住民を島へ移住させる措置を講じた。

1273 年 2 月、樞密院事許珙（ホゴン）を鬱陵島斫木使に任命して鬱陵島の伐採事業を担当させ、1346 年には、移住を望む鬱陵島の住民を受け入れもした。これらは高麗が、鬱陵島を郡県として直轄地とし、高麗末まで

当地を引き続き支配したことを物語っている。

高麗政府の直接の統制と保護のもと、鬱陵島の島民は漁期には独島に頻繁に出かけて漁労を行った。

一貫して鬱陵島と独島の主権を行使した李朝

1392 年、高麗に替わって成立した李朝は、朝鮮民族の最初の国朝鮮を継承するという意味で国号を「朝鮮」と称した。李朝は、500 余年間存続し、その間、朝鮮の不可分の領土である鬱陵島・独島の領有権を放棄することなく、民族の主権を一貫して守った。李朝時代にも独島は鬱陵島と共に江原道の蔚珍県に所属していた。

李朝はそのほとんど全期間、鬱陵島・独島に対して「空島政策」を取り、住民を引き払ってはいたが、主権を変わりなく行使し、近代に入ってからは「開拓政策」をもって、両島の領有を固守した。

李朝が建国初期から鬱陵島・独島に対して「空島政策」を取ったのは、高麗時代末期から不断に繰り返された倭寇によって東・西・南海沿岸と鬱陵島・独島の住民が災難を蒙っていたからである。それに、これは各種の租税と貢物、夫役を避けて鬱陵島・独島に移住する人たちが増えていた事情とも関わっていた。

こうして建国初期から「空島政策」を取った李朝政府は、島を無人島にしたが、数年に一度調査官を送って島の状況を調べ、必要な対策

を立てるなど主権を行使した。

1416 年、李朝政府は金麟雨（キムリンウ）を武陵等処按撫使として両島に派遣し、流浪民を連れ戻す措置を取っている。

1417 年 2 月、政府官吏の間で、食糧や農具を与えて流浪民を島に安着させてはという意見が持ち上がったが、結局、空島政策がそのまま実施されることになり、島に移住していた人たちをみな本土に撤収させた。

李朝政府は数年に一度調査官を送って、鬱陵島・独島を巡察させていたが、かれらは巡察状況を王に報告する際は、島の特産物を献上したものである。

李朝前半期の「空島政策」は、倭寇の略奪から島民を保護するための消極的な防備策であった。15 世紀編纂の『世宗（セジョン）実録地理志[注]』と 16 世紀編纂の『新増東国輿地勝覧』では、この 2 島が江原道蔚珍県に属していると記されており、このことからも鬱陵島・独島に対する当代人の認識と態度がどのようなものであったかを窺い知ることができる。

〔注〕『世宗実録地理志』は、1454 年に編纂された李朝の総合地理本(8 巻)で、全国を京畿（キョンギ）、忠清（チュンチョン）、慶尚、全羅、黄海（ファンヘ）、江原、平安（ピョンアン）、咸吉（ハムギル）(咸鏡)の 8 道に区分し、これをさらに 335 の府郡県に分けたうえで、項目別に地理志を叙述している。

李朝後半期も政府は鬱陵島と独島の「空島政策」を取ったが、その領有権を引き続き行使していた。

この李朝時代後半期、日本は李朝の「空島政策」に乗じて鬱陵島を調査し、その付近で漁労もしながら領有権問題を持ち出し、朝鮮の主権を踏みにじろうとしたが、李朝政府と人民はこれを断固として排撃した。

1614、1615 の両年、対馬島主は使臣を朝鮮に送り「磯竹島（鬱陵島）」を調査するとしてその「領有権」をにおわせた。これは磯竹島の規模と地形の調査の名のもとに、島を乗っ取ろうとする狡猾なたくらみであった。

李朝は東莱（トンレ）府使朴慶業（パクキョンオプ）を送って、かれらに磯竹島とは鬱陵島のことであるが、朝鮮の「空島政策」は決して「他人がみだりに入住することを許すものではない」と言明し、島に出入りする日本人は海賊として取り締まると厳重警告した（『粛宗（スクチョン）実録』『増補文献備考』）。

李朝政府に限らず、人民の間でも鬱陵島と独島を守ろうとする動きが活発であった。

17 世紀末、東莱府の漁民安竜福の活躍はその代表例である。鬱陵島・独島への日本人の侵害が激しくなると、安竜福は、1693 年日本に渡り、鳥取藩主と談判して于山島（独島）が朝鮮の島であることを認めさせた。その後かれは、松島（独島）に日本人が渡って来ていることを知ると、「松島は子山島（于山島）であり、これまたわが国の地

である」として、1696 年、鬱陵島と独島に渡り日本人を一人残らず追い払った後、再び鳥取藩主を訪ねて談判した。このときかれは、自分は「朝鬱両島（鬱陵・于山両島）監税将」だと称して、日本人の侵犯行為に抗議し、藩主を謝罪させた。

安竜福など人民のたたかいに刺激された李朝政府は、1697 年 4 月、領議政柳尚運（リュサンウン）の建議により、鬱陵島・独島の巡視制度をいま一度確定し、3 年に 1 度の巡視を強めて、日本人の侵入と略奪を取り締まった。

その後、両島に対する日本人の侵害行為は鎮静化した。このことは、李朝時代中期にも政府は「空島政策」を実施しながらも、両島の領有権は放棄していなかったことを語っている。

1868 年の明治維新後、日本は「征韓論」を掲げて朝鮮侵略に乗り出し、1876 年には李朝政府に強要して不平等条約「江華島（カンファ）条約」を結び、朝鮮への侵略を積極化した。こうした背景のもとで、日本は鬱陵島と独島を公然と侵害した。『高宗（コジョン）実録』『鬱陵島検察日記』『鬱島記』などによれば、1881 年に 7 人、1882 年に 78 人、1900 年には 144 人の日本人が鬱陵島に侵入して資源を略奪している。

李朝は、日本人の鬱陵島・独島侵略に対処して、1880 年代初め、「空島政策」を改め、積極的な「開拓政策」を実施した。

政府は、1882 年、明治政府に抗議書を送り、李奎遠を検察使とする 102 人の現地調査団を鬱陵島に派遣し、その後、本土の住民を送り込んで農耕地の開拓に当たらせると共に、行政責任者として島監を任命し

て現地に送った（『承政院改修日記[注]』）。

［注］ 承政院は李朝時代、王の勅令、指示、王への奏上書などを司った中央の官庁で、この官庁で 1623 年から 1894 年までの出来事を日記体で記したものを『承政院日記』と言い、その後これをさらに補充したものが『承政院改修日記』である。これらの日記は、当時の政府の政治、経済、文化、軍事、外交をはじめ各分野の出来事をこまかく記録しており、これが歴代国王の実録作成の基礎資料とされていたため、ある意味では実録よりも価値が大きいと言える。

1883 年 3 月、政府は開化派の中心人物である金玉均（キムオクキュン）を東南諸島開拓使兼捕鯨事に任命して鬱陵島・独島の開拓事業に当たらせた。かれは、当時、鬱陵島で不法行為を働いていた 254 人の日本人を全部追い払った。

また政府は、1900 年、鬱陵島を鬱陵郡に昇格させ、独島をそこに含ませた。

李朝政府のこうした積極的な「開拓政策」により、朝鮮東海岸の住民とりわけ全羅道地方の多くの住民が鬱陵島に移住し、1900 年の鬱陵島の人口は 1,700 人（400 戸）、開墾地は約 700 ヘクタールとなっていた。

鬱陵島の開拓が進むにつれて、その付属島の独島への住民の進出も

活発になった。1904 年 11 月、日本の軍艦「対馬」が独島をひそかに測量した報告書には、毎年夏になると、鬱陵島から多くの人がやって来て仮小屋を立て、漁業に従事している、と記されている。

李朝政府は日本帝国主義の侵略を未然に防ぐため、1900 年 10 月 25 日、独島の領有権を世界に知らせる勅令第 41 号を公布した。

「空島政策」の時代にしても、「開拓政策」の時代にしても、李朝の全期間を通して独島は鬱陵島と共に変わりなく常に朝鮮の領土であった。

(4)　法律上から見た独島

独島は歴史、地理、言語上ばかりでなく、法律上も朝鮮の領土である。

「無主地先占」の原理から見た独島

「無主地先占」の原理は本来、「発見」の原理と「先占」の原理に基づいている。

無人島がどの国に属するかを決定する上で、最重視されているのは、その島を最初に見つけた人または国に属するとする「発見」の原理と、最初に占有することつまり「先占」の原理である。

独島はこの「発見」の原理と「先占」の原理に全く合致する朝鮮固有の島である。

「発見」の原理と「先占」の原理の成立経緯についてまず見ておくことにする。

1492 年、アメリカ大陸が発見されると、スペインとポルトガルはその広大な地を占めるため、土地は発見者の所有になるべきだと主張した。これがいわゆる「発見」の原理である。この原理は 1 世紀半以上、土地所有権確定の基本的原理として認められていた。

17 世紀半ば、オランダの法学者ヒューゴ・グロジュースは、土地の所有権は発見一つだけでは不十分であり、先に占有して実地に利用しなければならないとする原理をうち出した。

この「先占」の原理は、ラテンアメリカを独占しようとするスペインとポルトガルに対して取ったオランダの立場を代弁したものである。この 2 原理は、国際関係で現在も無主地（無人島を含む）所有権確定の国際法的基準としてゆるぎなく認められている。

前述の通り、歴史的に見て、独島を初めて発見し、開拓利用したのは古代の朝鮮人であった。古代の朝鮮人は数千年前に鬱陵島を発見して占有し、ここを拠点にして独島にも渡り生産活動に従事した。

三国時代に入っても、高句麗・新羅人たちは、鬱陵島と独島を占めて、于山国を建てた。その後、20 世紀初めまで、独島は朝鮮の領土だと認められていた。

日本は、朝鮮より数千年遅れた 14 世紀末に鬱陵島と独島の存在を知り、しきりに侵入し、略奪行為を働いた。このように見るとき独島は朝鮮が数千年前に発見し、数千年間領有してきた、「発見」の原理と「先占」の原理に共に適った朝鮮の領土である。

近年、日本は、「発見」の原理と「先占」の原理をうんぬんし、日本が「発見」「利用」する前、独島は無主島であったとして、日本が独島を領有したのは当然であると主張しているが、これは史実を無視した乱暴な主張である。

中世における領土権認定の基本「法」から見た独島

近代に国際法が制定される前まで、ある領土の所有権を規定するうえでは、国家の正史、地理書、事典などが基本「法典」と同じ効力を持っていた。それは、このような国家の公式文書が国家の意思を代表する基本的な見解となり、したがって、これらが中世における領土権認定の基本的「法典」と認められていたからである。

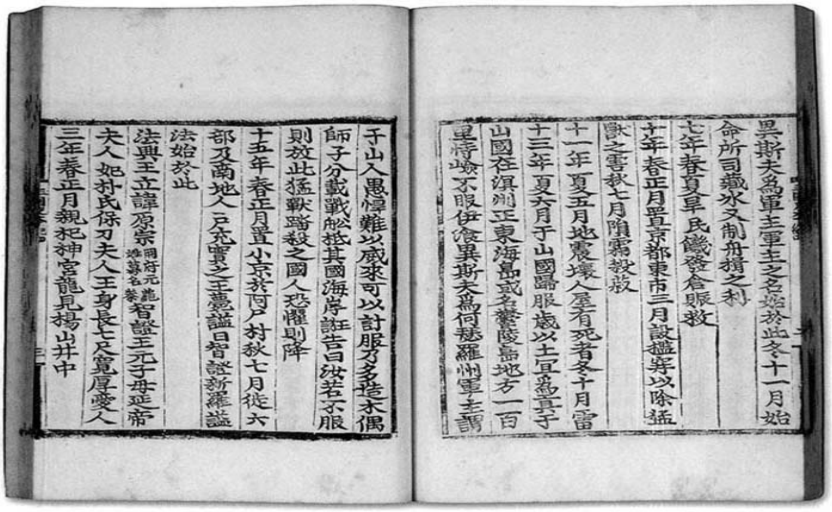
上述の『三国史記』『高麗史』『李朝実録』などの国家の正史、『新増東国輿地勝覧』その他の地理書、『増補文献備考』など国家の公式文書には、いずれも独島が鬱陵島と共に江原道蔚珍県の島として明記されている。

これらの文献は、個人の著述ではなく国家的な編纂になる、一国の

「法的」な文書だと言える。それに、これらが隣国の日本や中国にも伝えられ、両国の対朝鮮外交活動の重要な基準文書として利用されたことから、以上の文献は明らかに国家の公式文書の性格を帯び、その内容は国家的な意志の表明である。

したがって、朝鮮の国家の正史、地理書、事典は、国際法に言う、領土認定の基本「法」の内容を含む文献である。

独島が『三国史記』をはじめ国家の正史や地理書、『増補文献備考』のような事典に朝鮮の領土と記されている以上、中世における領土認定の基本「法典」の見地からして、この島が朝鮮の領土であることは間違いない。



異斯夫爲軍主軍主之名始於此冬十一月始
命所司藏氷又制舟楫之利
七年春夏旱民饑發倉賑救
十年春正月置京都東市三月設檻穽以除猛
獸之害秋七月隕霜殺菽
十一年夏五月地震壞人屋有死者冬十月雷
十三年夏六月于山國歸服歲以土宜爲貢于
山國在溟州正東海島或名鬱陵島地方一百
里恃嶮不服伊飡異斯夫爲何瑟羅州軍主謂

于山人愚悍難以威來可以計服乃多造木偶
師子分載戰船抵其國海岸誑告曰汝若不服
則放此猛獸蹋殺之國人恐懼則降
十五年春正月置小京於阿尸村秋七月徙六
部及南地人戶充實之王薨謚曰智證新羅謚
法始於此
法興王立諱原宗 冊府元龜姓募名秦 智證王元子母延帝
夫人妃朴氏保刀夫人王身長七尺寬厚愛人
三年春正月親祀神宮龍見楊山井中

『三国史記』中の于山国資料



志卷第十二 地理三

一山從山頂向東行至海一萬余步向西行一萬三千余步向南行五千余步向北行八千余步有村落基址七所有石佛鐵鍾石塔多生柴胡蒿本石南草然多岩石民不可居遂寢其議一云于山武陵本二島相距不遠風日清明則可望見

咸州大都督府久爲女眞所據睿宗二年命元帥尹瓘等率兵擊逐三年置州爲大都督府號鎭東軍築大城徙南界丁戶一千九百四十八以實之四年撤城以其地還女眞後又沒於元稱哈蘭府恭愍王五年收復舊疆爲知咸州事尋改萬戶府置

高麗史五十八 二十五

管聚江陵慶尚全羅等道軍馬防守十八年陞爲牧別號咸平要害處二咸關嶺在府北大門嶺在州北

英州睿宗三年置州爲防禦使號安嶺軍四年撤城以其地還女眞後併於吉州

雄州睿宗三年置州爲防禦使號寧海軍四年撤城以其地還女眞後併於吉州

吉州久爲女眞所據號弓漢村睿宗三年置州爲防禦使六年築中城尋以地還女

『高麗史』中の于山・武陵資料



建置沿革 本高句麗于珍也縣一云古亐伊郡 新羅改今名爲郡高麗降爲縣置令本朝因之

官員 縣令 訓導各一人

郡名 仙槎 于珍也 古亐伊

姓氏 本縣 林 張 鄭 方 劉 閔 川

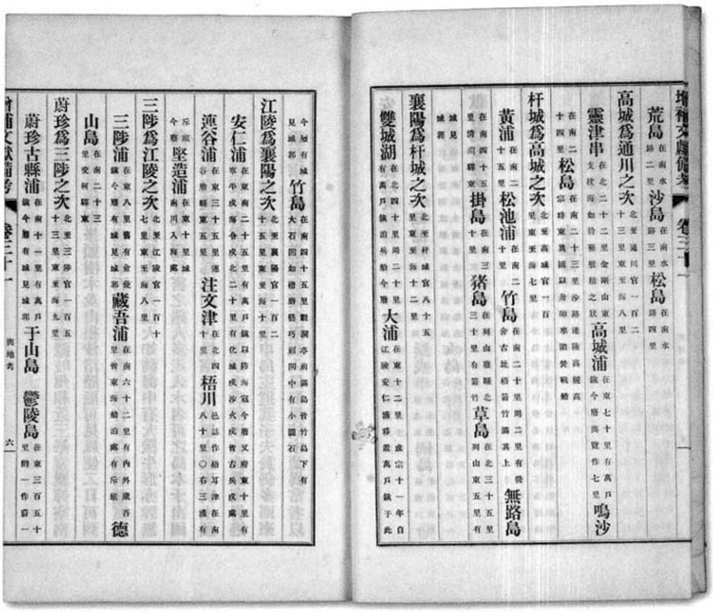
新增 風俗 力農桑

山川 安逸王山在縣西四十一里諸山 海伊山在縣西五十八里

蠶山在縣南四十一里 白巖山在縣西四十六里 宿乙庇山在縣北三十四里 金反仁山在縣南二十二里 竹津山在縣東八里 恒出道山在縣北三十九里 加乙峴在縣北四十四里 海在縣東八里 竹邊串在縣東北二十里 藥師津在縣南八里 前川在縣南出安逸王山合于守山川 守山川一名毛非川在縣南十一里 骨長津在縣北三十里

于山島 鬱陵島 一云武陵一云羽陵二島在縣正東海中三峯岌業撑空南峯稍卑風日清明則峯頭樹木及山根沙渚歷歷可見風便則二日可到一說于山鬱陵本一島地方百里新羅時恃險不服智證王十二年異斯夫爲何瑟羅州軍主謂于山國人

『新増東国輿地勝覧』中の于山島・鬱陵島資料



『増補文献備考』中の于山島・鬱陵島資料

反面、日本中世の正史や地理書には、独島を日本の領土だと書き記したものは一冊もない。このことは、独島が日本の領土とは全く無縁であることを示している。

近代法－李朝の勅令第41号

近代の国際法は、各国の領土所有権が国家の法令として発布されてはじめて効力を発揮すると認めている。

近代の国際法規を正しく認識していた李朝政府は、日本が朝鮮の独島に侵略の魔手を伸ばしはじめるや、1900年10月25日、独島の領有

権を強調した勅令を発布した。その骨子は次の通りである。

勅令第 41 号　鬱陵島を鬱島と改称し、島監を郡守に改める。

第 1 条　鬱陵島を鬱島と改称して江原道に附属させ、島監を郡守に改めて官制中に編入し、郡等は 5 等とする。

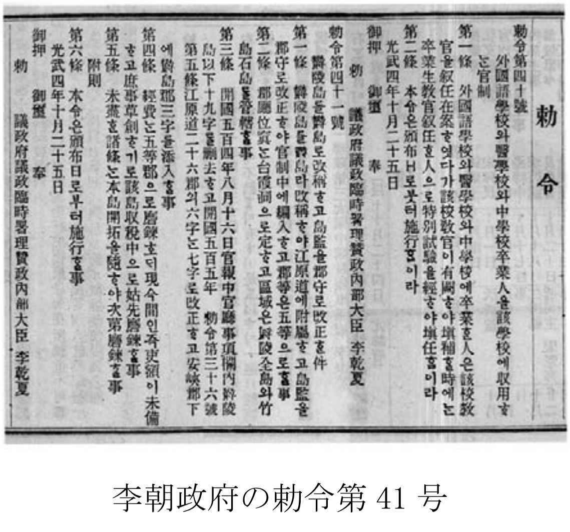
第 2 条　郡庁……区域は鬱陵全島と竹島（鬱陵島のすぐ側の竹嶼島）、石島（独島）を管轄する。

……

第 6 条　本令は発布日より施行する。

光武 4 年(1900 年)10 月 25 日

勅令第 41 号は、当時、政府新聞『官報』第 1716 号(1900 年 10 月 27 日)を通して世界に公布された。



勅令

勅令第四十號
外國語學校와醫學校와中學校卒業人을該學校에取用ᄒᆞ는官制
第一條 外國語學校와醫學校와中學校에卒業ᄒᆞᆫ人은該校敎官을叙任在案ᄒᆞ엿다가該校敎官이有闕ᄒᆞ야塡補ᄒᆞᆯ時에는卒業生敎官叙任ᄒᆞᆫ人으로特別試驗을經ᄒᆞ야塡任ᄒᆞᆷ이라
第二條 本令은頒布日로부터施行ᄒᆞᆷ이라
光武四年十月二十五日
御押 御璽 奉
勅 議政府議政臨時署理贊政內部大臣 李乾夏

勅令第四十一號
欝陵島를欝島로改稱ᄒᆞ고島監을郡守로改正ᄒᆞᆫ件
第一條 欝陵島를欝島라改稱ᄒᆞ야江原道에附屬ᄒᆞ고島監을郡守로改正ᄒᆞ야官制中에編入ᄒᆞ고郡等은五等으로ᄒᆞᆯ事
第二條 郡廳位寘는台霞洞으로定ᄒᆞ고區域은欝陵全島와竹島石島를管轄ᄒᆞᆯ事
第三條 開國五百四年八月十六日官報中官廳事項欄內欝陵島以下十九字를刪去ᄒᆞ고開國五百五年 勅令第三十六號第五條江原道二十六郡의六字는七字로改正ᄒᆞ고安峽郡下에欝島郡三字를添入ᄒᆞᆯ事
第四條 經費는五等郡으로磨鍊ᄒᆞ되現今間인즉吏額이未備ᄒᆞ고庶事草創ᄒᆞ기로該島收稅中으로姑先磨鍊ᄒᆞᆯ事
第五條 未盡ᄒᆞᆫ諸條는本島開拓을隨ᄒᆞ야次第磨鍊ᄒᆞᆯ事
附則
第六條 本令은頒布日로부터施行ᄒᆞᆯ事
光武四年十月二十五日
御押 御璽 奉
勅 議政府議政臨時署理贊政內部大臣 李乾夏

李朝政府の勅令第 41 号

このように、李朝政府は数千年前から変わりなく朝鮮の領域であった独島の領有権を、日本の『島根県告示』第 40 号より 5 年前に、近代国際法にのっとって内外に明確に宣言しているのである。

国際協約を通して見た独島

敗戦国日本の領土処理を規定した諸国際協約では、独島を日本が放棄すべき対象に含め、朝鮮の領土と規定した。これには、「カイロ宣言」「ポツダム宣言」、連合国軍総司令部の覚書と指令、合意書、「サンフランシスコ講和条約」などがある。

1943 年 11 月 27 日に採択され 12 月 1 日に発表された「カイロ宣言」は、日本の戦後処理と朝鮮に関する条項で、1914 年の第 1 次世界大戦開始以後、日本が太平洋上で掌握ないし占領した一切の島を取り上げると共に満州、台湾、澎湖諸島など、日本が中国から略取した一切の地域を中華民族に返還すること、日本は暴力と強制によって奪取したすべての地域から撤退することと、規定している。

このように、日本が占領した朝鮮半島と付属のすべての島嶼を朝鮮人民に返し、朝鮮の独立と領土保全を保障することが「カイロ宣言」の基本精神の一つであり、要請である。

1945 年の「ポツダム宣言」も同様である。この宣言は、1945 年 7 月 26 日、米、英、中国（蒋介石）3 国により、ドイツのポツダムで発表

され、半か月後の8月8日にソ連もこの宣言に参加した。

「ポツダム宣言」の第 8 項には、「カイロ宣言」の諸条項は無条件履行されるべきであり、日本の行政権は本州、北海道、九州、四国及び連合国が決定する諸島嶼に局限されるであろう、と規定されている。この条項に従って、日本は独島を含めて全朝鮮領土から追われることになったのである。

天皇裕仁は「ポツダム宣言受諾に関する詔書」を発表し、ついで1945年8月14日、日本外相がスイス駐在公使を通して「ポツダム宣言受諾通告書」を連合国側に通達し、9月2日、日本国代表はアメリカの軍艦上で降伏文書に調印した。こうして「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」は法的拘束力を持つ日本の戦後処理の基本文書となった。

連合国軍総司令部は覚書、指令、合意書などを発表して両宣言が実際的に法的効力を持つよう具体的な措置を講じた。

1946 年 1 月 29 日、連合国軍総司令部は指令第 677 号「若干の周辺地域を政治行政上日本より分離することに関する覚書」を発表したが、その第 3 項には、日本の領土は 4 島の本土（北海道、本州、九州、四国）と約千の隣接小島嶼であるが、ここに含まれる島は対馬及び北緯30 度以北の琉球諸島であり、除外されるのは、①鬱陵島、リアンコ島（独島）、済州島　②北緯 30 度以南の琉球諸島……　③……クリル（千島）列島……などであると規定されている。

こうして、独島は日本が不法占領した植民地地域の一つであるとさ

れて日本列島から除外され、朝鮮の領土に再編入された。

その後の 1946 年 6 月 22 日付けの連合国軍総司令部指令第 1033 号には、日本の船舶及び乗務員は今後……リアンコ島（独島）の 12 海里以内に接近してはならず、また、その島へのいかなる接近も許されないと規定されている。

このように連合国によって、独島は合法的な朝鮮の領土と規定されたのである。

その後、連合国軍総司令部は旧日本領土処理に関する合意書を作成したが、その第 3 条で、連合国は朝鮮に周辺のすべての島嶼に対する主権を完全に委譲するとしており、それらの島嶼には済州島、巨文（コムン）島、鬱陵島、独島を含むとされている。

二つの宣言と連合国軍総司令部の公式文書は、国際社会の認定を受け、日本国が受諾した法的拘束力を持つ国際公約として位置づけられている。

つまり、これは連合国の一方的な宣言ではなく、戦勝国と戦敗国間の合意書であり、日本の領土範囲を規定した強力な拘束力を持つ国際条約である。

日本は無条件降伏について、「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」の要求通り、日清戦争以後中国から奪った満州、台湾、澎湖諸島から駆逐され、日露戦争以後、ロシアから奪ったサハリン南部地域とクリル列島の 4 島もすべてソ連に返還した。

独島が国際法と国際条約によって、朝鮮の領土と規定されたのは至極当然である。

(5)　地図を通してみた独島

昔から人々は、自分の住む土地の地形や位置を正確に知るために地図を作った。だから地図には必ず、当該地域の位置と距離、所属関係などが表示されている。

これまで地図の作成に当たって、独島を詳しく表示した国は、朝鮮と日本以外にはほとんどない。ところが両国の以前の地図はすべて独島を朝鮮の島だとして表示している。

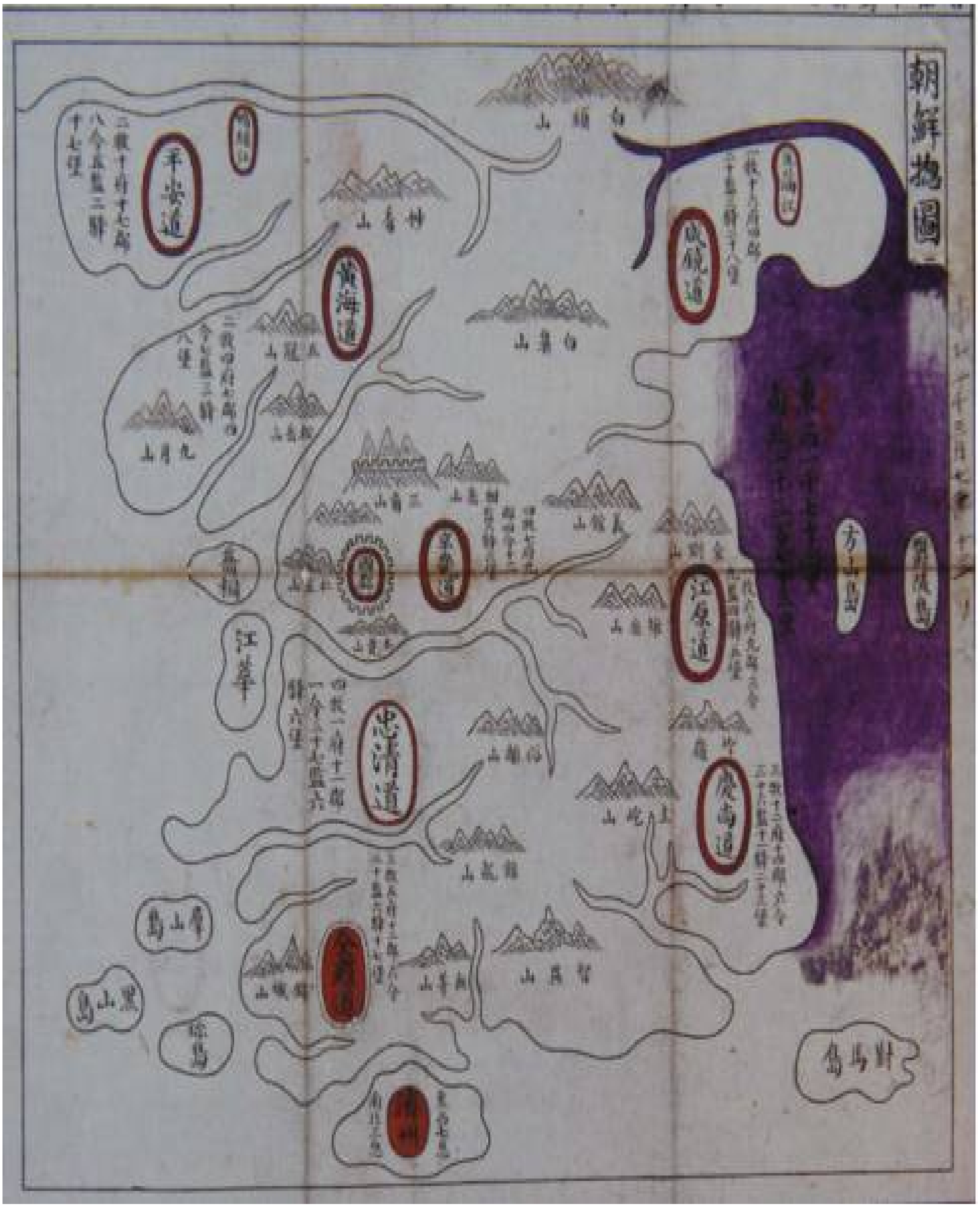
朝鮮の先祖が独島を表示した地図

李朝時代の地図は少なからず現存しており、そのうち独島を記した地図は次の通りである。『新増東国輿地勝覧』（1530 年出版）の「八道総図」と江原道部分図が独島を表示した最も古い地図だと言える。ここには、鬱陵島と独島を江原道に属する朝鮮東海上の島として表示されている。



『新増東国輿地勝覧』中の「八道総図」（1530 年）

そのほか、16 世紀に作られた『東国八道大総図』（「天下図」）、『朝鮮国』（「天下地図」）、17 世紀の『八道総国図』（「天下図帖」）、『朝鮮本東亜細亜地図』『八道総図』（「輿地図」）、18 世紀の『朝鮮総図』（「天下地図」）、『東国図』（「天下図」）、19 世紀の『海左全図』『八道全図』（「八道地図」）、19 世紀末の『大朝鮮国全図』、1899 年の『大韓全図』など以前の地図には鬱陵島と独島（于山島、子山島、方山島）がすべて朝鮮の島として明記されている。



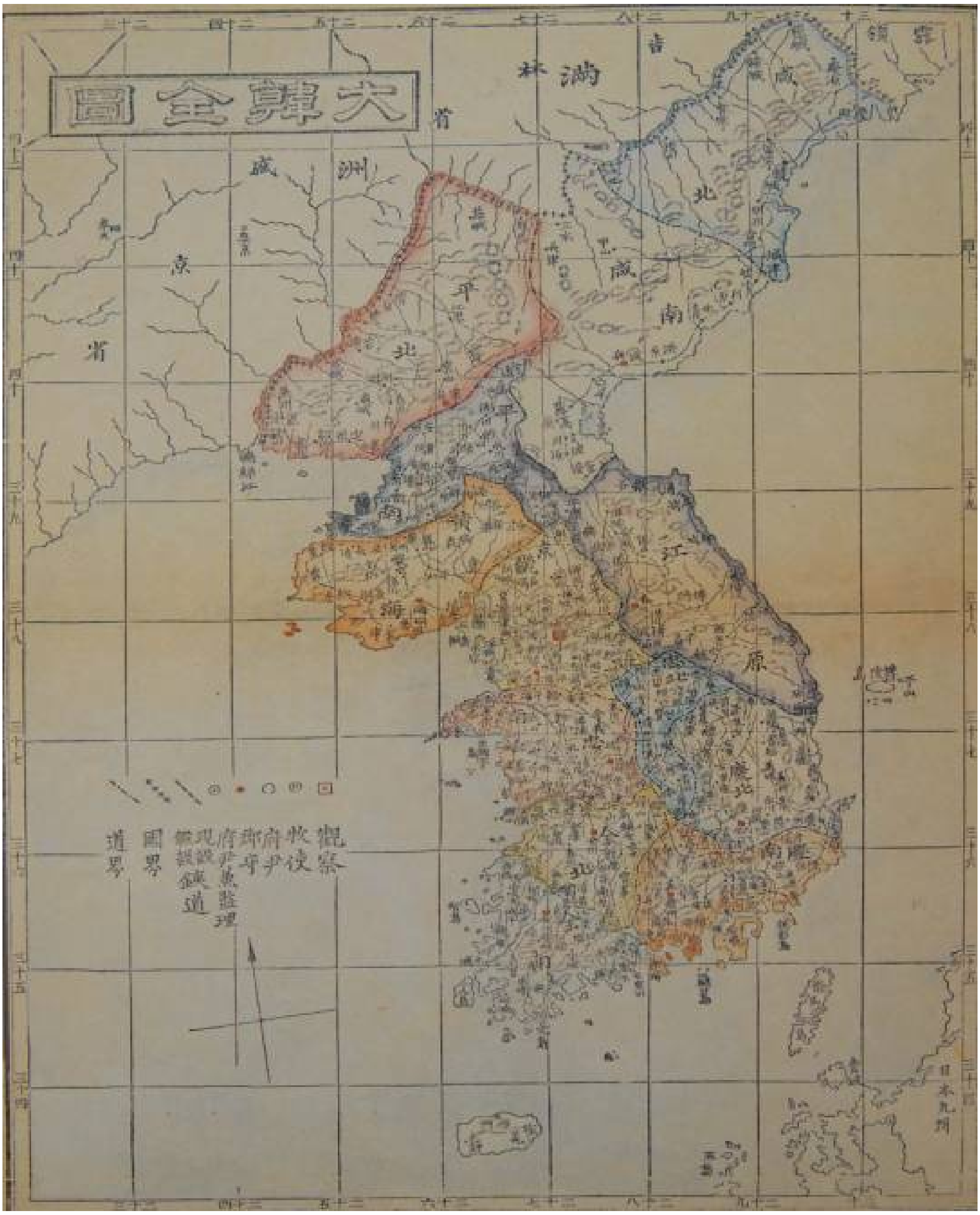
『朝鮮総図』中の「天下地図」（18 世紀前期）



『東国図』中の「天下図」（18 世紀後期）



『八道全図』中の「八道地図」（19 世紀前期）



『大韓全図』（1899 年）

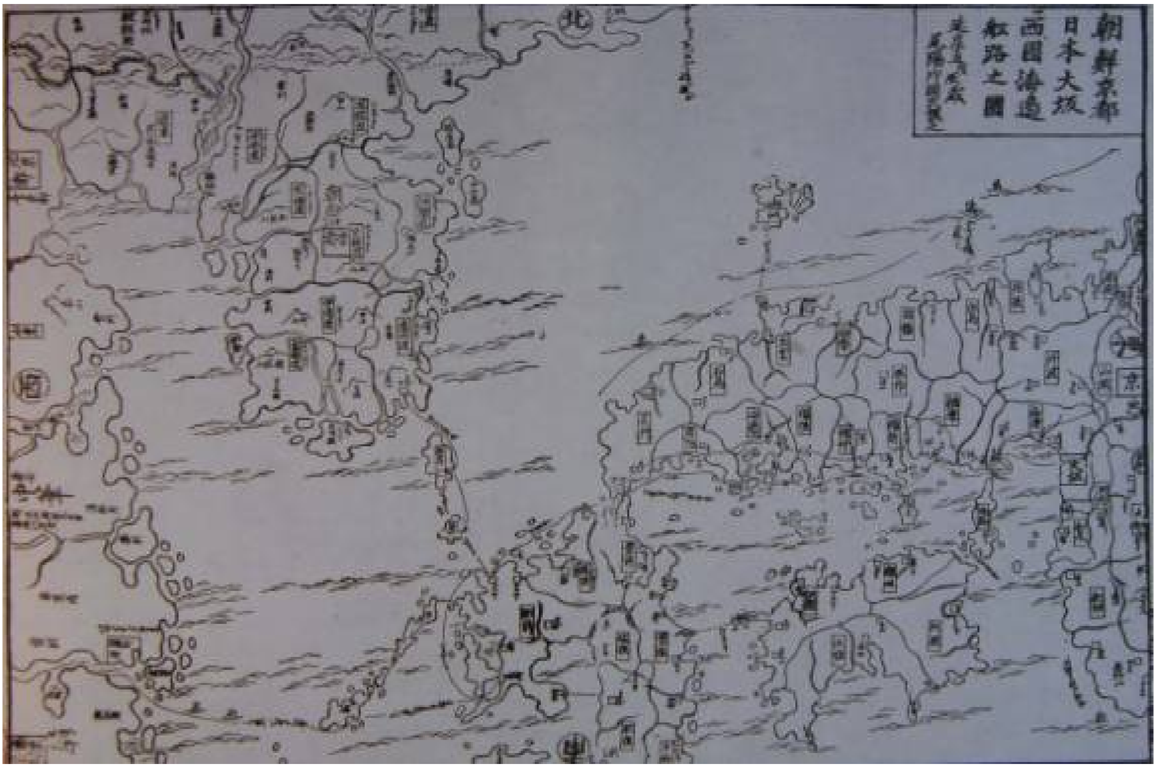
このように李朝時代の朝鮮地図にはいずれも、独島が朝鮮領土として表示されている。一方、朝鮮で作られた 18 世紀後半の『古地図帖』中の「日本全図」と『天下図』中の「日本国図」、19 世紀前半の『日

本国図』など日本の地図を見ると、島根県の隠岐島は表示されているが、その西方にある鬱陵島と独島を表示したものはない。このことからも、朝鮮では独島を自国の島であるとし、隠岐島が日本の西北端の領土であると見ていたことを語っている。

日本の以前の地図と独島

日本の以前の地図は独島を鬱陵島と共に朝鮮の領土として表示している。日本で鬱陵島と独島を朝鮮式名称で表示した最初の地図は、16世紀末に編纂された『朝鮮国地誌図』である。壬辰祖国戦争(文禄・慶長の役、1592 年～1598 年)の際、朝鮮侵略をめざす豊臣秀吉の命令によって作成された『朝鮮国地誌図』の「八道総図」と江原道部分図には、独島と鬱陵島が江原道沖に並んで表示されている。

18 世紀に作られた『朝鮮京都日本大坂西国海辺航路之図』と『三国接壌地図』も同様である。



『朝鮮京都日本大坂西国海辺航路之図』

『三国接壌地図』（『三国通覧図説』）は、日本の学者林子平が、1785 年に作成したものである。地図には日本と周辺の 3 か国が表示されており、そこに竹島（鬱陵島）と並んで小さな島（独島）が描かれているが、これを朝鮮半島と同じ黄色で彩色し、かたわらに「朝鮮のもの」と注記されている。他方対馬は日本列島と同じく緑色で彩色されている。つまりこの地図は、鬱陵島と独島が日本の島でないことを明らかにしているのである。

近代の日本地図も同様である。1873 年に作成された『朝鮮国細見全

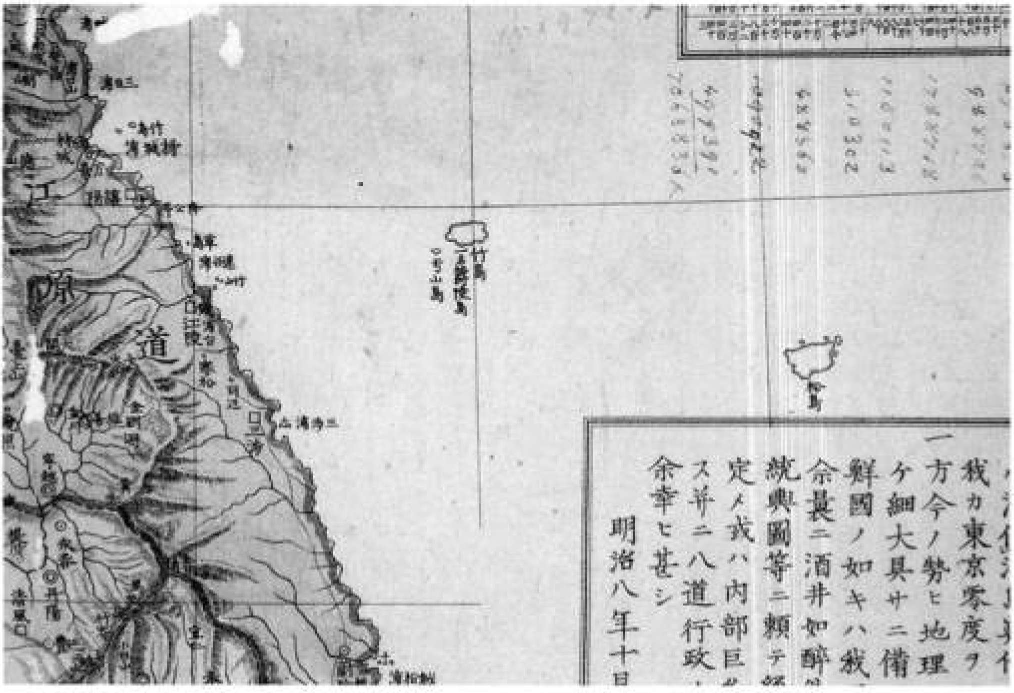
図』には、鬱陵島の近くに独島（于山島）を表示してその付属の島としており、1874 年に作られた『五畿八道朝鮮国細見全図』と 1875 年に作られた『朝鮮輿地全図』には、鬱陵島と独島が朝鮮の島として描かれている。



『五畿八道朝鮮国細見全図』（1874 年）

1876 年にロシア艦隊の「パラダ」号が作成した地図を日本海軍水路局が作戦用として再版した『朝鮮東海岸図』は、さまざまな角度から見た独島の詳しい絵図を描いて、そのいずれも朝鮮の島としており、その後に出された諸版本も、1905 年までは独島を朝鮮領域に含めている。

さらに、日本陸軍省参謀局が 1882 年に発行した『朝鮮全図』でも、鬱陵島と独島が朝鮮の領土であることがはっきりと表示されている。



『朝鮮全図』中の独島部分図（1882 年）

このように、日本の以前の地図はいずれも、独島が朝鮮の領土として表示しているのである。

このように朝鮮と日本の以前の地図は、独島が昔から朝鮮の領土であって決して日本の島ではないことを確認している。

(6) 独島を朝鮮の領土と認めた日本人と日本政府

日本の進歩的な学者のなかには、独島が朝鮮の領土であることを認め、客観的に論証もしている。

学者のほかにも、独島が朝鮮の領土であることを認め、論じた日本の漁業家、官吏は少なくなかったし、以前の日本政府も独島が朝鮮の領土であることを認めていたのである。

個々の日本人の是認

① 大谷の手紙

1660 年 9 月 5 日、鳥取藩の町人大谷が「松島渡海免許」申請を前にして、同じ漁業家の村川に送った手紙には「竹島之内松島（鬱陵島の内の独島）」という表現がある（日本の図書『竹島の歴史地理学的研究』）。これは、当時鬱陵島が朝鮮の島であると自他共に認めていた実情からして、かれが独島を朝鮮の島だと信じていたことを示す文書である。

② 斉藤豊仙の報告書

1667 年、出雲松江藩の役人斉藤豊仙が藩主の命で日本の西北方境界を踏査して作成した報告書『隠州視聴合紀』は、独島のことが初めて記された日本最古の文書である。ここには、鬱陵島と独島について次のような記録がある。

「此二島無人之地見高麗如自雲州望隠州故日本之乾地以此州為限矣」［二島（鬱陵島と独島）は無人島であるが、高麗から望見することあたかも雲州(出雲)から隠州（隠岐島）を望見するようである。ゆえに日本の西北端はこの州（隠州、隠岐島）であり、ここを限界とする］

これは当時、独島について誰よりも詳しい斉藤豊仙が、日本の西北端は隠岐島であり、鬱陵島と独島は朝鮮の領土であると認めた記録である。

③　19 世紀末日本外務省官吏の意見書

1878 年 12 月、日本外務省記録局長田辺は明治政府が求めた独島についての意見書におよそこう記している。

「松島は我が国が命名した島名であり、実は朝鮮の鬱陵島に属する于山島である。鬱陵島の朝鮮所属については、旧政府（幕府）時代に葛藤を起こし、文書往来の末、永久に我が領土にしないと約定した。これは両国の歴史に記載されている。今後、理由無くして人を送り巡視することは他人の宝に欲を出すことと同じである。まして隣邦の国境を侵すことにおいておや」『松島地儀』

田辺は当時、明治政府の外務省官吏で、対外関係とりわけ朝鮮の内

政と地形を誰よりもよく知っている人物であった。かれは、江戸時代独島が朝鮮の島であり、したがって日本が二度と侵さないと約束した朝鮮と江戸幕府間の約定（1699 年）を続けて守るべきだ、と主張したが、これは明治政府外務省官吏の一般的な認識であった。

④　中井養三郎のりやんこ島貸下請願

島根県のアシカ（実はオットセイ）漁業家中井養三郎は、独島周辺でのオットセイ漁の独占権を得るため、1904 年 9 月、日本農商務省に「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」を提出した。ここでかれは、独島を 10 年期限で借用し、オットセイ漁の独占権を得られるよう、李朝に交渉して欲しいと請願した。かれが独島の借用（貸下）を申し出たのは、それが日本の領土でなく朝鮮の領土であることを前提としたものである。中井自身も後日、「此の島（独島と鬱陵島）を朝鮮の領土と信じ」「上京し農商務省を通じて李朝政府に貸下申請を行おうとした」と証言している（1910 年に書いた中井の「履歴書」、1906 年版『歴史地理』8 巻 6 号）。中井のこのような見解は後の日本の多くの書物で肯定されている。

「中井は此の島（独島）を朝鮮の領土なりと思考し上京して農商務省に説き同政府（李朝政府）に貸下の請願を為さんとせり」（1923 年 7 月島根県教育界出版の『島根県誌』）

「中井はりやんこ島（独島）を朝鮮の領土なりと思考し同政府(李朝政府)に貸下の請願を為さんとした」（1933 年 2 月刊行『隠岐島誌』）。

以上の資料は、独島問題に関与した代表的な日本の官吏や漁業家のものであるが、これらを通じて、当時の日本人が独島を朝鮮の領土だと認めていたことがわかる。

日本政府の是認

① 17 世紀、日本政府の確認書「竹島渡海免許」と「松島渡海免許」

漁業に従事した大谷と村川の両家は、鬱陵島と独島の周辺に魚類が多いことを知り、他国の海域で魚を取れるようにして欲しいと幕府に要請した。徳川幕府は、1618 年と 1661 年に、大谷と村川の両家に「竹島（鬱陵島）渡海免許」と「松島（独島）渡海免許」という他国の領海に入ることを許す奉書を与えた。渡海とは海上越境のことで、自国領海内の漁労ではこのような許可を取る必要はないのである。

したがって「竹島渡海免許」と「松島渡海免許」は、日本政府が鬱陵島と独島に対する朝鮮の領有権を認めたことの反証であり、これにまさる有力な公式確認証はないであろう。

② 徳川幕府の 1696 年の決定と 1699 年の文書交換

1693 年、朝鮮の熱血青年安竜福ら愛国的漁民の不屈のたたかいによって、鬱陵島と独島に侵入していた日本人が追い払われ、隠岐島主と鳥取藩主も独島が朝鮮の領土であることを認めて、幕府にことのいき

さつを報告した。こうして幕府は 1696 年 1 月、「竹島（鬱陵島）外一島」について次のように結論した。「今其地理を計るに因幡を去るもの百六十里許朝鮮と距る四十里許なり是曾て彼が他界たる其疑なきに似たり」として、およそ以下のように続けている。米子の漁民がその島で漁労をしたいとする請願があったので許可したのであるが、そもそもこの島をその国から奪ったものではない。今後我が国人の漁労を禁ずべきである。これについて朝鮮政府に通知するであろう（日本『朝鮮通交大紀』8、日本『公文録』内務省　部 1）。

この決定書に見られる「竹島外一島」の「一島」は明らかに独島を指したものである。上記の『公文録』に「竹島（鬱陵島）……外一島があるが松島(独島)と呼ぶ」と記録されていることがこれを証している。

したがって徳川幕府も 17 世紀末に鬱陵島と独島の両島が朝鮮の島であることを最終的に認め、これ以来不法に発給していた竹島と松島への渡海免許は撤回された。つづいて幕府は鬱陵島の水域における日本人の漁業と木材伐採を禁ずる命令を下し、1699 年、両国間に文書が交換されて日本人の鬱陵島と独島への渡海は禁じられた。

これは、17 世紀末、江戸幕府が独島は自国の領土でなく朝鮮の領土であることをはっきり認め、朝鮮政府に確約したことを示している。

③　1869 年、日本外務省が是認

1868 年の明治維新後も、日本政府は鬱陵島と共に独島の朝鮮領有権

を再三確認している。維新翌年の 1869 年 12 月、日本外務省は佐田白茅、森山茂、斉藤栄など 3 人の外務省官吏を朝鮮に送り、実態を調査した。彼らは調査後の報告書『朝鮮国交際始末内探書』に、「竹島（鬱陵島）、松島（独島）朝鮮付属ニ相成侯始末」として、それを肯定した（『日本外交文書』巻 3）という。

この報告書は、日本外務省が正式に派遣した官吏の公式文書であり、外務省が対外関係上独島が鬱陵島の「隣島」であり、鬱陵島と共に朝鮮の領土であることを認めたものである。

④　1877 年、太政官の指令書

1877 年、日本内務省は全国的な地籍調査と関連して、島根県が提起した「竹島（鬱陵島）外一島（独島）」について、5 か月間検討調査し、その結果を太政官に報告したが、右大臣岩倉具視はこれに基づいて慎重に検討し、3 月 20 日、「竹島外一島本邦関係無之儀」という指令書を作成して内務省と島根県に下達し、確認させた（日本『公文録』内務省　部 1、日本国立公文書館所蔵資料）。

明治政府がこの時期、鬱陵島と共に独島を朝鮮の領土と認め、内務省ばかりでなく地方官庁である島根県にまで、両島を日本の地境から除くよう下達したことは、独島が朝鮮の領土だという有力な資料である。

⑤　1878 年、明治政府が棄却

1878 年 8 月、日本政府の官吏である長崎県の下村幹十郎と千葉県の

斉藤七郎兵衛が明治政府に「松島開拓願い」を提出した。明治政府は松島の開拓はまかり間違えば侵略になるとして、具体的に調査し、慎重な討議の末、松島（独島）が朝鮮領だと認めて請願を棄却した。

⑥　日本海軍省が是認

1876 年に日本海軍省が作成した『朝鮮東海岸図』には、前述のように独島が朝鮮の島として図示されており、その後に出版された諸版本も、1905 年まではすべて朝鮮領土内に独島を含めている。他方、日本水路局が編纂した『寰瀛水路誌』と『朝鮮水路誌』にも独島が朝鮮の島として明示されている。海戦の指揮を専らとする日本海軍省の地図と水路事業を担当する水路局の地図帳に、独島が朝鮮領とされていることは注目に価する。

⑦　日本陸軍省が是認

日本の陸軍省も独島が朝鮮の領土であることを認めていた。

1875 年、日本陸軍省参謀部が発行した『朝鮮全図』には、朝鮮の領土内に鬱陵島と独島が表示されている。『地図区域一覧表』は、1936 年、日本陸軍参謀本部が編纂したものであるが、ここにも独島が朝鮮の領土と表示されている。

現代日本の教育界と出版界、法曹界が是認

①　小学館の『日本大百科辞典』（1960 年）の「独島」には「日本では竹島と呼ぶが朝鮮では独島と呼び、欧米人にはリアンクール（Liancourt）岩として知られている。朝鮮では 15 世紀（1481 年）の『東国輿地勝覧』から于山島という島名で武陵島（鬱陵島）と共に江原道蔚珍県に所属させ、その領土と認識されてきた。日本では江戸時代（1603～1867 年）に漁業家たちによってその存在が知られたが、自国領とは考えていなかった」と記されている。この『日本大百科辞典』は日本の教育・学界の意思を反映したもので、このことからも、少なくても 1960 年まで、日本の教育・学界は独島が朝鮮の領土であることをはっきり認めていたと言えるのである。

② 大阪外国語大学朝鮮語研究室の教授たちが編纂し、角川書店で 1985 年に出版された『朝鮮語大辞典』の上巻 670 ぺ―ジの「独島」には、「慶尚北道鬱陵郡に属する無人島」と明記され、「日本では竹島と呼ぶがその帰属をめぐって問題が起きている。昔の名は于山島」と書き添えられている。『朝鮮語大辞典』は日本の一流朝鮮語学者たちによって執筆されたもので、ここにはかれらの総合的な見解が反映されている。

③　日本は、1951 年 6 月 6 日付け総理府令第 24 号及び同年 2 月 1 3 日付け大蔵省令第四号で、独島を日本の付属島から除外すると公布し

た。総理府令第 24 号 2 条には以前の植民地の島と日本の島を区分し、鬱陵島、済州島、独島を日本の領域から除くとしており、大蔵省令第 4 号でもこれらの島を日本の付属島から除外すると明記しており、その後 1960 年及び 1968 年にこの 2 法令は改定されたが、独島を日本の付属島から除外するという条項には手をつけていない。総理府と大蔵省は内閣の最も権威ある機関であり。したがってその令も他のそれらとは比べようもない重みを持つ。つまり日本政府はそれまで国際法的書類に規定されていた独島の法律的地位をそのまま認め、国内法として定着させたのである。

以上で見たように、独島は地名の由来と歴史、法律と以前の地図などはもとより、日本人、日本政府も認めていた朝鮮の島である。

2　独島を狙う日本

以上のように、独島は古くから朝鮮の島であると自他共に認めてきたのである。ところが現日本政府は、「独島の領有権」を執拗に主張し、強奪野望をあらわにしている。そこで、ここでは日本のそうした侵略策動を歴史的に解剖してみることにする。

(1)　中世日本の独島侵略

日本人が朝鮮の資源を狙って鬱陵島・独島に侵入し略奪行為を働きはじめたのは、14 世紀末からであり、特にそれがあらわになったのは 17 世紀以降である。

独島への侵入開始

日本人が鬱陵島・独島地域に出入りし始めたのは高麗末の 14 世紀末からであった。

倭寇は数百、数千、ときには数万名が群れをなして海外各国を荒らし回った海賊団である。当時日本では、西部地方の諸藩ばかりでなく幕府までもが海賊団の尻押しをし、略奪の利益にあずかっていた。

倭寇による被害は高麗、中国、東南アジア諸国に広く及んだが、最大の被害国は日本に最も近い高麗であった。

倭寇の侵入で高麗の東・西・南海岸の住民や島民が殺戮・略奪の対象となり、莫大な生命、財産の被害を受けた。朝鮮東海の鬱陵島と独島も例外ではなかった。『高麗史』には 1379 年 7 月、倭寇が鬱陵島に侵入し、15 日間ほど島を占拠して住民を殺害し、財産を略奪した、と記されている。

高麗は倭寇の頻繁な侵入と略奪を防ぐため、崔茂宣（チェムソン）が作った新火薬

兵器を装備した兵船をもって倭寇を駆逐し、1389 年には倭寇の根城である対馬への遠征を断行して海賊を掃討した。その後しばらく鳴りをひそめていた倭寇は、15 世紀初めに息を吹き返し、再び朝鮮の海岸地帯や島を荒らし始めたが、他方では朝鮮での居住と貿易を許可するよう要請もしてきた。

国内資源が極めて乏しく、大陸との繋がりがほとんどない鎖国日本にとって、幕府と大名たちの奢侈な生活欲を充足するためには朝鮮に依拠するほかなかった。

1407 年、対馬島主は李朝政府に貢ぎ物を送り、対馬島民の鬱陵島居住を許すよう要請した（『太宗（テジョン）実録』）。これは、鬱陵島と独島の豊富な水産資源を略取することに狙いがあったのである。

この時は、国王太宗が江原道観察使(道長官)の進言を容れ、倭寇の侵害から島民を保護するため「空島政策」を実施した直後であった。したがって対馬島主の居住申請は、李朝の「空島政策」につけこんで両島に入り込み、豊富な水産資源を奪い去ることにあった。太宗は、日本人が「国境を越えてくれば必ず悶着が起きるであろう」としてその要請を一蹴した（『太宗実録』巻 13）。このことは、李朝政府が当時日本人の居住が単なる居住ではなく、そこに侵略と略奪が伴うものと判断していたことを語っている。

日本人は「居住」申請を断られると、侵略と奪略に乗り出した。1417 年、倭寇が独島と鬱陵島に侵入したこと（『太宗実録』巻 34）は

その一例である。

16 世紀末豊臣秀吉が強行した朝鮮侵略は、人民にはかり知れない災難をもたらした。日本軍は朝鮮の奥深くまで侵入し略奪と破壊、殺人をほしいままにしたが、朝鮮人民の英雄的な抗戦によって駆逐された。

17 世紀、鬱陵島・独島に対する侵略・略奪行為の強化

壬辰祖国戦争（文禄・慶長の役）で殲滅的打撃を蒙り駆逐された日本は、戦後、沿海諸島への李朝政府の統制が弱まった隙を狙って、鬱陵島・独島に対する侵略に本腰を入れた。まず 17 世紀初め、対馬島主は鬱陵島・独島の領有権を主張した。かれは、1614 年、この島への日本人の「居住」を李朝政府に要求し（『光海君(クァンヘ)日記』巻 82）、1615 年には、慶尚道と江原道の間にある磯竹島（鬱陵島）の大きさと地形を「探査」すると申し出た（『増補文献備考』巻 31）。

対馬島主の鬱陵島地域への居住と探査の要求は結局、島の領有を目的としたものであった。

李朝政府は東莱府使を通じて、磯竹島は鬱陵島であり、これが慶尚道と江原道の沖にあることは『輿地勝覧』に明示されている反駁の余地ない事実であることと、朝鮮の「空島政策」は「他人がみだりに入住することを許すものではない」と通告し、島に出入りする日本人は海賊とみなして取り締まるであろうと厳しく警告した（『増補文献備

考』巻 31）。

李朝政府のこうした強硬策によって鬱陵島と独島に対する主権はしっかり守られた。しかし、日本人の鬱陵島・独島への侵略行為は跡を絶たなかった。日本の海賊は「漁労」という口実を設けて、1614 年、鬱陵島に侵入し、1617 年には 3 度にわたって同島に入り込み、水産資源を奪って行った。

特に徳川幕府は李朝の「空島政策」につけこんで、大谷と村川両家に 1618 年「竹島（鬱陵島）渡海免許」を発給し、つづけて 1661 年には「松島（独島）渡海免許」を与えて、かれらが自国の境界を越え鬱陵島・独島へ自由に出入りしながら魚を捕るようにした。

結局、「竹島渡海免許」と「松島渡海免許」は、鬱陵島・独島の朝鮮領有権を認めた公式「確認書」であると共に、日本人に鬱陵島・独島の無尽蔵の水産資源を自由に略奪することを許した奪略「証明書」であった。これは朝鮮の領土鬱陵島・独島への侵略・略奪に日本政府が直接乗り出したことを示すものであった。この奪略「証明書」によって日本人は両島水域の水産資源略奪に本格的に乗り出し、17 世紀末にはそれが由々しい事態に発展した。この時期に至り侵略と略奪の規模が大きくなったことと相まって日本側は鬱陵島・独島の領有権を主張し始めたのである。

1694 年 8 月と翌年 6 月、対馬島主は李朝政府に手紙を送り、鬱陵島が日本の島であるにもかかわらず朝鮮漁民が「侵犯」していると強弁

した。

1693 年に安竜福が鬱陵島へ行ったとき、日本の海賊漁船と遭遇したこと（『粛宗実録』巻 26）は、日本がこの頃鬱陵島・独島への侵略を本格化し始めたことを示唆している。

日本側の不法な要求と侵犯行為は、安竜福など朝鮮東海漁民の愛国的闘争とこれに刺激された李朝政府の反撃によって挫折した。その後鬱陵島と独島に対する統制が強化され、1699 年両国間に締結された約定によって、日本人はしばらく両島を犯すことがなかった。

(2)　近代における日本の一時的独島占領

1868 年の明治維新後、「征韓論」を唱えて朝鮮侵略に乗り出した日本は、1875 年 8 月 21 日、「雲揚号事件」を引き起こして、翌年 2 月、李朝政府に侵略的な不平等条約「江華島（カンファ）条約」を押し付けた。

このとき以来日本は朝鮮の自主権を踏みにじる行為をつぎつぎに働いた。鬱陵島・独島の強奪策動もその一環である。

独島の完全占有をもくろんだ日本の策動

1880 年代に入ると、日本は鬱陵島と独島が自国の領土だとはばかりなく公言し始めた。1882 年 4 月、副護軍李奎遠が鬱陵島を巡察したと

き、そこに 78 人の日本人がいたが、かれらは島に「日本国之松島」という標識杭を立てていた（『日省録』高宗、『鬱陵島検察日記』）。

かれらが以前竹島と呼んでいた鬱陵島をこの頃から松島と呼ぶようになったのは、17 世紀末から 19 世紀末までの約 200 年間鬱陵島・独島への侵犯を控えていたためどちらがどちらだかこんぐらかり、島名を取り違えたことに原因がある。

20 世紀に入り、日本は再び鬱陵島と独島の奪取に乗り出した。

1900 年、内部（内務行政事務を総轄する政府機関）官吏の禹用鼎（ウヨンジョン）が鬱陵島を巡察した際、島には 144 人の日本人が 11 隻の船を停泊させて資源を略奪しており、撤収を求める島民を刀を振り回して威嚇さえしていた。彼らは盗人猛々しくも鬱陵島を日本の島だと強弁したのである。

しかし日本の侵略目的は、李朝政府の両島に対する積極的な「開拓政策」と、朝鮮人民の闘争によって阻止された。

こうした出来事は、当時日本の独島侵略策動が一段とエスカレートしていたことを物語っている。

「島根県告示第 40 号」と独島占有

日本は、日露戦争（1904 年 2 月～1905 年 9 月）の勝利を目前にした 1905 年 2 月 22 日、「島根県告示第 40 号」なるものをひそかにでっち

上げ、戦後の同年 11 月 17 日には、偽条約「乙巳五条約」を捏造することで独島の占有を果たした。

日露戦争を起こした日本は朝鮮に侵略兵力を大々的に送り込み、鬱陵島・独島の占有を急いだ。日本は、朝鮮東海上の鬱陵島と独島の戦略的位置に目を付けて独島に海軍の望楼を設け、朝鮮から鬱陵島、独島、日本本土に繋がる海底ケーブルを敷設した。かれらは鬱陵島・独島をロシア艦隊がウラジオストクへの出没を監視し攻撃を加える拠点として利用した。1905 年 5 月、東郷平八郎が率いる日本艦隊はロシアのバルチック艦隊を対馬付近で撃滅し、敗走する艦隊を鬱陵島・独島付近まで追って降伏させた。

当時の独島にたいする日本の資源略奪もひどいものがあった。

独島周辺のオットセイを捕らえる日本漁業家の争奪戦が激化し、その一人である島根県の中井養三郎は、1903 年の「実験的漁業」についで、翌年、独島で 2,760 余匹のオットセイを盗獲した。かれはオットセイ漁の独占権を握るため、1904 年 9 月、この島でオットセイ漁を 10 年間独占したいからとして、「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」をもって李朝政府と交渉してくれるよう農商務省に申し出た。中井は、独島が自国の島ではなく、朝鮮の島であると信じていたので、「貸下」という名目で独島を占拠し永住権まで獲得しようともくろんだのである。

しかし、農商務省は中井の要望をすぐには承認せず、情勢の動きに

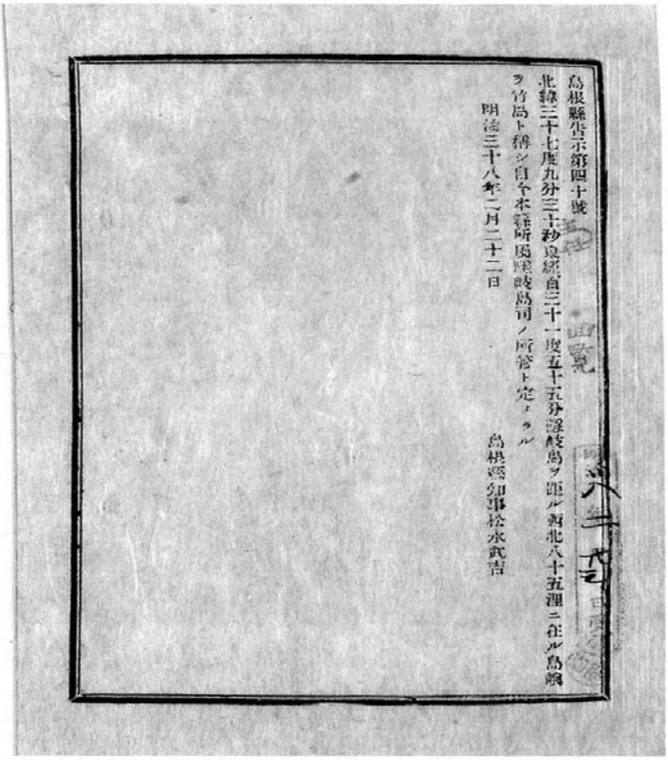
目を配った。海軍省は中井の要望を利用すれば、独島を占有し、海外侵略の拠点とすることができると考え、1904 年 9 月 29 日、「りやんこ島領土編入並ニ貸下願」なるものを内務、外務、農商務の 3 大臣に宛て提出させた。こうして中井の独島貸下交渉は、日本政府による領土編入問題にすり替えられて推進された。情勢をにらんでいた 3 大臣は、同年軍艦「天城」を独島に送り込み「現地調査」をおこなった。

独島の占領は現実的な問題となった。「天城」の調査で鬱陵島と独島が朝鮮の領土であることを確認したにもかかわらず、日本は日露戦争の勝利が決定的となると、中井の要望実現の好機が到来したと見た。

1905 年初め、日本は卑劣にも、独島の占領とかかわる「法的文書」を作り、後の世に利用させようと謀った。1905 年 1 月 28 日の「閣議」で日本政府は、「無人島ハ他国ニ於テ之ヲ占領シタルト認ムベキ形跡ナク……明治 36 年以来中井養三郎ナル者該島ニ移住シ漁業ニ従事セルコトハ関係書類ニ依リ明ナル所ナレバ、国際法上占領ノ事実アルモノト認メ之ヲ本邦所属トナシ……」と決定した（日本『公文類聚』第 29 編　巻 1）。

島根県庁はこの強盗さながらの閣議決定を受けて、同年 2 月 22 日付けで「島根県告示第 40 号」なる侵略文書を作成した。

その内容は、「北緯 37°9′30″、東経 131°55′隠岐島ヲ距タル西北ハ 85 浬ニ在ル島ヲ竹島ト稱シ自ラ本縣所属隠岐島司ノ所管ト定メラル」となっている。



島根縣告示第四十號
北緯三十七度九分三十秒東經百三十一度五十五分隠岐島ヲ距ル西北八十五浬ニ在ル島嶼ヲ竹島ト稱シ自今本縣所屬隠岐島司ノ所管ト定メラル
明治三十八年二月二十二日
島根縣知事松永武吉

島根県告示第 40 号

日本政府と島根県当局はこのような文書を作りながらも、世界の世論を恐れて公表を避けた。「竹島編入」に関する国家的意志の表明だとしたこの閣議決定は、政府官報にも掲示されず、外国にも通報されていないし、「島根県告示第 40 号」なるものも県の官報『山陰新聞』で小さく報じられただけである。日本の一つの県議会が日本国を代表できるわけがなく、それが国家的及び法的性格を帯びることなどはもちろんあり得ない。「島根県告示第 40 号」なるものは、何人かの侵略主義者がでっち上げたものであり、独島占領の「合法性」の根拠とし

て後の世に残しておくためのいかさま文書であった。

本来一定の地域や島の占有は該国の主権に関わる問題で、そこに国家的意思が反映され内外に公布されてはじめて法律的に成立し、外国にも認められるのである。日本が小笠原諸島を自国の領土に編入するときも、ヨーロッパ 12 か国に通報し、小笠原諸島に付属する南鳥島を自国領とするときも、その告示を『読売新聞』や『都新聞』などで広く報道している。

こうしてみると、独島の占有を画策した「島根県告示第 40 号」はなんらの法律的価値もないのである。

とりわけ、その 5 年前の 1900 年、李朝政府は長年主権を行使してきた独島の領有権を近代の国際法に即し勅令第 41 号をもって確認し、政府官報で広く公布しているのである。日本が「島根県告示」なるものを根拠にして独島を自国のものだと主張するのは、なんと厚顔無恥な行為であろうか。

日本は、1905 年「乙巳五条約」をでっちあげた翌年の 3 月 28 日、隠岐島司一行は独島を視察し、帰路鬱陵郡守沈興沢（シムフンテク）に会い、「独島が日本領地となったので視察のため島に来た」と告げた（『鬱陵郡守沈興沢報告書』）。

この通知は、独島が鬱陵島の付属島であることを認識していたからこそ、やましい思いも手伝ってわざわざ鬱陵島に立ち寄り、威嚇的にそう告げたのであろう。日本のこの露骨な領土拡張策動の消息を聞いた朝鮮人民は憤激した。人民の意志を代弁して黄玹（ファンヒョン）をはじめ愛国的

知識人は、日本が独島を自国領だとしたのは非道極まると糾弾した。

このとき、李朝政府が公式に抗議できなかったのは、日本に外交権を奪われていたからである。

独島を強奪した日本は、独島の資源を大々的に奪い始めた。独島の有名なオットセイを残らず奪っていったのはその一例である。日本政府から独島のオットセイ漁「免許」を受けた中井は、1906 年から「許可漁業」の看板のもと、「竹島漁業会社」なるものを設立し、毎年、オットセイを大々的に捕獲した。

独島で 5 年間にわたって捕ったオットセイはおよそ 1 万匹にのぼっている。「竹島漁業会社」がいかに巨大な利益を占めたかは改めて指摘するまでもないであろう。

(3)　敗戦後「独島領有権」を画策する日本

1945 年の敗戦直後、日本は独島についてあえて口にできなかったが、アメリカの後ろ盾に力を得て、再び独島の奪取に狂奔しはじめた。

アメリカの後ろ盾で再び独島の侵略に乗り出した日本

アメリカは第２次世界大戦後、日本を再武装して朝鮮などアジア諸国侵略の先兵として利用しようと狡猾に策動した。アメリカが日本の

戦後領土処理に関する「対日政策」を変更したのは、その明白な例である。「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」には「日本の主権は本州、北海道、九州、四国及び、連合国が決定する諸島嶼に局限される」となっているにもかかわらず、アメリカは 1945 年 9 月に発表した「対日政策」で、「日本の主権は本州、北海道、九州、四国と『カイロ宣言』及びアメリカがすでに参加し、また将来参加するその他の協定によって決定される周辺の諸小島に局限する」とした。これはアメリカが日本の戦後領土処理問題で、連合国との約束を破り、単独で自国に有利に処理するという立場の露骨な表現であった。

アメリカのこうした立場は、戦後領土の拡大を夢見る日本を大いに力づけた。1947 年、日本の領土処理に関する「対日政策」でアメリカは、「竹島（独島）に対する日本の領土権を認め」ると報道、宣伝し、地図にもそう表示して国際世論を刺激した。

アメリカのあらわな後ろ盾は、1951 年 9 月の「サンフランシスコ講和条約」の締結とその公表過程を見るとよくわかる。連合国は、講和条約に先立ち、「連合国の日本領土処理に関する合意書」第 3 条で,朝鮮に返還すべき付属島を次のように規定した。

「連合国は朝鮮にその周辺のすべての朝鮮の島に対する国権を委譲することに合意した。それらの島には済州島、巨文島、鬱陵島、独島を含む」。この合意書に基づいてアメリカは、講和条約の合意書草案を作成する際、1 次（1947 年 3 月）から 5 次（1949 年 11 月）までの

草案では世論の反発を恐れて、「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」にある通り、独島が朝鮮の領土であることを明確に規定していた。しかし、舞台裏の交渉で日本に泣きつかれると、6 次草案（1949 年 12 月）に独島を日本列島に含める卑劣な独断行為を働いた。このとき、駐日米国政治顧問のシーボルトは、日本の要望でアメリカ政府に、「この島（独島）に気象観測所及びレーダー局の設置を安全保障上考慮しなければならない」と勧告し、これが受け入れられて 6 次草案が決定されたのである。

このように、6 次草案で独島が日本の領土に含まれたのは、アメリカと日本の野合によるもので、連合国が合意した宣言と規定、合意書などの事項に全く反するものであった。

この 6 次草案に対してイギリス、オーストラリア、ニュージーランドなどが強く反発した。米日の卑劣な行為に憤慨したイギリスは、独自に講和条約草案を作成し、独島を連合国の「合意」通り朝鮮領に含めた。

その後の草案作成で米英の摩擦は解消されず、結局、独島に対する日本領土規定問題を条約文から省き、日本が朝鮮に返還すべき対象からも独島を除外することで妥協が成立した。この草案はその後の「対日講和条約」締結の基礎となった。他方、日本は講和条約を独島の領有権を確保する絶好の機会と考え、「竹島が本来から日本の島」であったとする帰属問題を持ち出し、「対日講和条約」が締結される 1 か

月前の 1951 年 8 月 18 日、「連合国と日本との平和条約草案」が発表されるにあたって、「竹島は依然として日本の領土」になっているという妄言を吐いた。

日本政府はさらに、8 月 30 日、島根県に県の名で「島根県領土竹島の再確認について」という陳情書を政府に提出させた。

日本政府は、アメリカとの「対日講和条約」の締結時、独島を日本領として規定するよう哀願した。日本の陳情を受け入れたアメリカは、9 月 8 日、対日戦争に参加した朝鮮、中国、ソ連などの代表を除いて日本の戦後処理問題を扱う対日講和会議をサンフランシスコで開き、ここで独島を朝鮮領土とする規定を条約文から省いてしまった。これは米日野合の犯罪的所産で、独島の領有権を奪おうとする日本に対するアメリカの大きな支持となった。

「サンフランシスコ講和条約」では独島が朝鮮の領土規定から省かれたが、世界人民の抗議を恐れて、日本の領土とする規定も入れられなかった。とりわけ全連合国の参加なしに締結された「対日講和条約」は、国際的性格を帯びることができず、むしろアメリカと日本の悪辣かつ不法な行為をさらけ出す文書となった。

アメリカの後ろ盾は、「反共」の軍事的目的と共に日本の海外進出を「防止」すると言う口実で 1945 年 9 月に設けられていた「マッカーサーライン」を、1952 年 4 月に廃止したことにも現れている。

「マッカーサーライン」設定の規定によって、日本の船舶は日本領

土から 12 マイルの外に出られなかったが、アメリカの一方的な廃止によって、12 マイルの向こうにある独島へも侵略の魔手を伸ばすことが可能になったのである。

その直後からアメリカは、日本と共謀して独島を軍事的目的の実現に利用し、日本の独島侵略を積極的に助けた。1948 年から独島を海空軍の軍事演習地として利用してきたアメリカは、1952 年 7 月 26 日、日本との間に「軍事施設及び軍事区域の使用に関する協定」を結び、独島が日本の領土に「属する」という前提に立って、この島にアメリカの空軍演習基地を設けることで合意した。

こうして日本は敗戦後、アメリカの後ろ盾で息を吹き返し、再び独島に侵略の魔手を伸ばし始めたのである。

「韓日会談」で独島の奪取を計った日本

日本は、1951～1965 年の 15 年間、7 回にわたる「韓日会談」で、独島をせしめようと画策した。

「韓日会談」は、アメリカが「北東アジア軍事同盟」を結成し、日本をアジア侵略の「突撃隊」に仕立て上げようという目論見のもとに開催されたものであった。日本政府はアメリカのこの侵略計画に加担して南朝鮮に浸透し、ひいては「大東亜共栄圏」の夢を果たそうと企てた。その第一歩としてかれらは、なんとしても独島を手に入れよう

と執拗に立ち回った。

アメリカによって引き起こされた朝鮮戦争は、日本の独島奪取にまたとない機会となった。それまで敗戦国日本はアメリカの占領下にあり、独自に対外活動を行うことができなかったが、朝鮮戦争さなかの1952 年 4 月、対日単独講和条約の効力の発生と共に一応の「独立」を果たし、「韓日会談」にも公式に臨めるようになったのである。会談では、「国交正常化問題」「財産請求権問題」「在日僑胞の法的地位問題」「漁業問題」など懸案の問題が討議された。「独島問題」は朝鮮人民の強い抗議を前に、第 2 次～第 4 次会談を除き公開的に討議されることはなかった。

「韓日会談」における日本の独島強奪策動を時期別に見ると、まず、朝鮮戦争中（1950～1953 年）、日本はアメリカの朝鮮侵略に協力することで独島を手に入れてみようと策動した。

日本は、1952 年 2 月の第 2 次「韓日会談」で「独島問題」を持ち出した。彼らはアメリカと共謀して作成したさまざまの軍事的「条約」と「協定」を盾にして、南朝鮮当局に圧力を加えた。この年の 4 月、対日単独講和条約が発効する際、朝鮮侵略戦争への積極的協力を約束して、「日米行政協定」「軍事施設及び軍事区域の使用に関する協定」などをアメリカとの間で結んだ日本はこれらを盾に、第 2 次、第３次会談でも独島の領有権を主張して譲らなかった。

日本側代表は、対日講和条約で独島の日本領有が「確認」されたと

言い張ったが、前にも見たように、条約の草案作成段階に「日本領」と書き入れられていたものが、世界の世論を恐れて省かれたのであるから、そうした主張が通るはずがなかった。

日本側はまた、独島が日本の島であるという「根拠」として「軍事施設及び軍事区域の使用に関する協定」を持ち出したが、これは米日両国が秘かに結んだもので、独島を日本の島だとする「前提」に立って、ここにアメリカの海空軍軍事演習基地を設けることを定めた侵略的文書である。したがってこの協定は、独島にアメリカの軍事演習基地を設けることに日本が同意し、代償としてアメリカがその日本領有権を暗々裏に認めた卑劣な両国共謀の発露でこそあれ、これをもって「独島が日本の島」だとするのは荒唐無稽なたわごとにすぎないのである。

「韓日会談」で独島の領有権主張が一蹴されると、日本は独島への侵略を公然と実行に移し始めた。かれらは「海洋調査」の名で、1953年5月、「島根丸」を、6月には「大鳥丸」を独島に送り込んだ。つづいて6月27日には艦船「九頭竜」と「能代」を「共同調査」の名で独島に送り、ここへ「島根県穏地郡五箇村竹島」と記した標杭と日本保安庁の名で「注意！日本国民及び正当な手続きを経た外国人の外、日本政府の許可無く領海（島の周囲30マイル）内の立ち入りを禁ずる」と記した標杭を立てた。さらに「竹島を守る」として、1953年7月～10月の間に、保安庁の艦船「舳倉」、「能代」、島根県の船「島根

丸」を 20 余回も侵入させて標杭を「調査」し、島を「巡察」させた。

しかし、日本のそうした策動は、民族の自主権を守り正義の祖国解放戦争で勝利を収めた朝鮮人民の前で通じるはずがなく、朝鮮戦争のどさくさまぎれに独島を奪おうとした野望は失敗に終わった。

朝鮮戦争後、「韓日会談」は、相互の利害関係からした矛盾の激化で、1953 年 10 月から 1958 年 3 月まで 4 年半の間中断された。

日本は「会談」の中断中も、独島占有の野望を捨てなかった。

まず日本は「武力的方法」によってでも「独島問題」を解決すると放言するに至った。1954 年 9 月 9 日、時の外務次官は参議員外務委員会で「自衛隊の防衛出動」による「武力的方法」で「竹島問題」を解決すべきだと語った。当時、日本は独立国ではあったが経済的にアメリカに従属し、武力の統帥権もアメリカに握られていたため、武力の行使などできるはずがなく、その発言はひとつのこけおどしにすぎなかった。ただ、かれらはそうした威嚇的言辞をもって南朝鮮を畏縮させ、会談で譲歩をかちとろうとする腹づもりだったのである。そんな「武力的方法」発言をもってして独島問題が解決されるわけはもちろんなかった。

すると日本は国際司法裁判所に訴えて独島問題を解決しようとした。1954 年 9 月 24 日、日本政府は「竹島領有権問題の国際司法裁判所提訴」という訴状を持ち出した。その内容はおよそ次の通りである。

第 1　「竹島が日本領土の不可分の一部分であると確信」する。

第２　「竹島の領有権問題を『領土権の紛争件』として国際司法裁判所に依頼」する。

第３　日本政府は「国際司法裁判所が下すいかなる判決にも誠実に従」う。

この訴状は、「国際司法裁判所の判決」を得て南朝鮮に圧力を掛け、独島を領有しようとしたものであったが、これまた不発に終わった。

そうした間にも、日本は独島への侵略と略奪を続けた。1954 年以降保安庁の艦船「大山」「隠岐」「舳倉」「津軽」などを送って独島の「警備」と「巡察」を強め、オットセイをはじめ多くの水産資源を略奪した。

1958 年 4 月、第 4 次「韓日会談」が再開されると、日本はまたしても独島問題を持ち出した。

ここで日本は独島問題の「平和的解決」をうんぬんし、「財産請求権」など「懸案の問題」での譲歩を匂わせた。これはいくらかのカネと引き替えに独島をたやすく手に入れようとする術策であった。

朝鮮人民はこれに激しく抗議した。驚いた日本は第５次会談からは二度と独島問題を正式に持ち出すようなことをしなくなった。しかし日本は狡猾にも、ここでアメリカの助けを借りようとした。1960 年 3 月 9 日、日本外相が参議院予算委員会で、竹島問題は日本の平和と安全に重大な影響があるため、アメリカと協議することは当然である、竹島問題を解決できるのはアメリカしかないと答弁したことは、その

表れである。

　しかし、アメリカの支援も甲斐がなかった。朝鮮人民の頑強なたたかい、特に 1960 年 4 月 19 日の人民蜂起はかれらの動きを封じ込めてしまった。

　「韓日会談」を通じて独島の領有権を獲得しようとした日本の策動は、「4.19」後に登場した南朝鮮新政権との密談を通しても続けられた。

　1962 年 10 月、現代の「征韓論」者を自負する大野伴睦は、南朝鮮当局者と密談し、ここで独島を「日韓両国の共有」とし、それに基づいて「漁業権」問題を処理しようと提案した。

　同年 11 月 12 日、東京における「政治会談」では、独島を「韓日両国海空軍の共同演習場」とし、海上に突き出た島の上部を爆破してなくそうということで合意し、その「秘密覚書」を交換した。

　けれども朝鮮人民の抗議と糾弾を受けて、独島の爆破が不可能になると、日本は独島問題を「漁業権」問題にすり替えてしまった。

　当時、南朝鮮は脆弱な支配体制を補強し、国の分断を永久化すべく、「韓日会談」に拍車を掛け、独島周辺の漁場を日本に売り渡す売国行為をあえてした。

　1963 年 7 月 26 日の「政治会談」で日本は、南朝鮮に 1 億 7,800 万米ドルの「漁業借款」を与える代償に、「共同規制水域」を設けることに成功した。こうして独島を基準とする「平和ライン」は無くされ、日本は南朝鮮の漁場を自由に利用する侵略的利権を獲得し、朝鮮の海

域にいつでも出入りできるようになった。これは事実上、日本が独島の漁場を「占有」したものであった。

南朝鮮はその後、アメリカの要求に従い、1965 年 6 月 22 日、第 7 次「韓日会談」で「懸案問題」に対する「条約」と「協定」が結ばれた際、その付属文書である「韓日両国間の紛争の平和的処理に対する交換公文」（合意議事録）で、今後独島の領有権問題を「外交ルートを通じて解決」すると約束して、その売国的性格をさらけ出した。

こうして、「韓日会談」の中で進められた独島領有権問題はいったん幕が下ろされた。

同年、南朝鮮と日本の間に結ばれた「韓日漁業協定」では、共同規制水域を平均 50 マイル（約 93km）と設定して漁労作業をおこなうことが約束された。

しかし、その後も独島の所有権は依然として朝鮮側にあった。

（4） 20 世紀末～21 世紀初めにおける日本の海外膨張の重要対象―独島

日本政府は、1970 年代～1980 年代、1990 年代、2000 年代と段階的に独島の領有権獲得をめざして、手段と方法の限りを尽くした。

島根県は、1977 年、県市町村の関連団体からなる「島根県の竹島問題解決促進協議会」を結成し、1987 年には「竹島と北方領土返還要求

運動島根県会議」を立ち上げ、県民大会、研究セミナー、普及開発資料の増版、研究図書出版などの活動を繰り広げた。

1990 年には、独島の領有権奪取をはかる大々的な動きが政府次元の各分野で見られた。

特に立法府の議会でそうした動きが目立った。1993 年から 2000 年の間に、衆議院、参議院、島根県議会など各議会で独島問題を論議した回数を見ると、衆議院 75 回、参議院 53 回、島根県議会 23 回と総 151 回にのぼっている。20 世紀 90 年代、議会と政府次元で論議された「竹島問題」は、単なる領有権問題としてではなく、国家の「恥辱」、国益の「損傷」、ひいては国民精神の「崩壊」と国家「存立」の問題と結びつけて論議されている。

この問題は単なる論議にとどまらず実践に移され、日本は得手勝手に独島で燐鉱石を採掘する「鉱区権」を設定し、これに基づいて燐鉱の採掘者に課税をなし、これを文書にも残して、行政的、司法的に「竹島領有」の名分を一歩一歩積み重ねていった。「鉱区権」は 1954 年に設定されたもので、政府は一日本人に独島の燐鉱石採掘権を与えたという。その日本人は、実際上採掘が不可能になった後も税金を払わされるので、鉱区税を取り立てる島根県と日本政府を相手取って訴訟を起こした。ところが判決は課税が正当だとして訴訟を却下し、かれは引き続き税金を払わされる羽目になったという。

諸議会では、「竹島問題」について、朝鮮の独島「不法占拠状態」

を解消するため、日米安保条約に基づいて日本がアメリカに「竹島返還援助」を要請すべきだとする主張や、日本が南朝鮮に長年援助と借款を提供したからには、その代償として独島を返還させるときが来たとする主張などがまかり通っている。

島根県会議録（第 369 回、1997 年 12 月 15 日）によると、6 戸籍の日本人 7 名が戸籍を独島に定めたという。

日本の諸議会で論議された「問題」は、盗人猛々しい牽強付会である。

21 世紀に入り過度に膨張した独占資本のあくなき利潤追求を軍事的に保障し、アジア太平洋地域で軍事的覇権を握ろうとする日本にとって切実な問題は、原料源と商品販売市場、侵略的軍事的拠点の掌握であるが、その第一の対象が朝鮮半島であり、独島はこれに先がけて占有すべき最初の侵略対象である。

独島には 21 世紀の重要エネルギー源である天然ガスが無尽蔵に埋蔵されており、地理的には朝鮮半島侵略の足がかりとなる戦略的位置を占めているため、日本は、21 世紀にはここを足場に朝鮮半島を占領し、ひいてはアジアなど海外への軍事膨張を果たそうと夢見ているのであり、だからこそかれらは新世紀の冒頭から独島の強奪に一段と熱を入れているのである。

そうした事実は、2004 年～2006 年に起きた代表的ないくつかの出来事を見てもよくわかるであろう。

2004 年

①　日本当局者が年頭から独島を「日本の領土」と妄言。

②　日本郵政局公社が独島を「日本の領土」とした「竹島切手」を発売。

2005 年

①　　年頭に、南朝鮮駐在日本大使が「（竹島は）歴史的にも国際法上も日本の地」と妄言。

②　　島根県議会、2 月 22 日を「竹島の日」と定める条例通過。

③　　日本政府は閣議で、独島を日本の地と定めた 2005 年度「外交青書」を承認。

④　　3 月 9 日、海上保安庁所属海上哨戒機が独島上空付近に接近し、4 時間以上旋回。

⑤　　自民党と民主党議員からなる「日本領土を守るために行動する議員連盟」は、3 月 15 日、島根県の「竹島の日」制定を支持すると声明。

⑥　　『読売新聞』は独島問題と関連し、日本政府にはこれ以上譲歩する意思がないとして、島根県の「竹島の日」制定は日本政府の立場を確認したもので、正当な行為であると指摘。

⑦　　日本当局者が、3 月 16 日、独島問題を昔から南朝鮮と日本がお互いに自国の領土と主張してきた事実を勘案して対応すべきと語る。

⑧　　日本文部科学相が学習指導要綱に独島を「日本領」と明記す

べきと主張。

⑨　日本外務次官、独島を「日本固有の領土」だとする日本政府の立場は変わらないと語る。

⑩　文部科学省は、4 月 5 日、教科書検定審議委員会にて、独島を「日本の領土」と叙述し、日本の朝鮮植民地支配を美化した教科書など、検定を申請した 8 出版社の歴史教科書に「合格」の判定を下す。

2006 年

①　文部科学相が、3 月 29 日、2007 年から高等学校で使用することになる歴史と地理の教科書に、独島が日本の領土であると叙述するよう指示。

②　4 月初め、日本政府は、国際水路局に、4 月中旬から 6 月末まで、独島付近で水路測量を実施すると通告。これに関して南朝鮮駐在日本大使は、測量水域は日本の排他的経済水域であると強弁し、日本政府は水路周辺海域における探査や水路測量が国際法上問題にならないとして、これを阻止するのは国際法違反だと主張した。そればかりか、日本政府内には独島問題を国際司法裁判所に訴えて解決すべきだとする者が現れ、日本当局者は独島問題と関連して、物理的対応措置を取ることもありうると言明した。

他国の土地を自国の領土だと主張するのは、海外侵略が体質化した日本だけがなしうることである。

とりわけ問題視すべきは、日を追って露骨になる日本の歴史歪曲、

領土強奪策動が日本政府の主導のもとに進められているという事実である。

これまで日本政府は、教科書の叙述は執筆者と編集者の「自由」に任せられているため、これには関与しないと発言してきたが、2005 年以来、独島を日本領土と叙述するようあからさまに指示している。また 2005 年、「竹島の日」の制定は一地方自治体（島根県）の仕業であると言い繕って国際社会を欺瞞したが、翌年からは政府自身が独島の領有権を主張しだしたのである。同時に日本が独島周辺を探査するとしていることも極めて危険である。日本は、1875 年、軍艦「雲揚」を朝鮮沿岸に「測量」と「調査」の名で送り込み、そのために起きた両国間の衝突を口実に、翌年には「江華島条約」を強制し、これがエスカレートして、1905 年には「乙巳５条約」をでっち上げて朝鮮を植民地にした前歴がある。

日本が今日、独島周辺で「水路測量」だの「探査」だのと騒いでいるのは、侵略の口実を設けてやがては独島を占有するためである。これはいずれの日か朝鮮戦争を引き起こす導火線ともなりうるのである。

2008 年、文部科学省は中学校の「新学習指導要領」の解説書に、竹島を日本固有の領土だとして、教科書に「竹島の日本領有権」を明記するよう指適した。

2009 年 2 月 22 日、前年に引き続いて「竹島の日」の行事が行われ、ここで、自民党の参議院議員山谷えり子は、竹島関連予算を増やし、

国際世論を積極的に喚起すべきだと叫んだ。また、防衛省は、2009 年度「防衛白書」にも前年についで、竹島を日本固有の領土だと明記した。

こうした一連の動きは、朝鮮民族の神聖な領土独島の奪取を手がかりに朝鮮再侵略をはかる日本反動層の根強い野望の顕れである。

歴史的考察や国際法の慣例に照らして、独島の朝鮮領土説は、日本領土説に比べてはるかに説得力があると認める学者は、特に近年、国際的に優勢を占めている。

2009 年 5 月 7 日、ワシントン全国記者クラブにて独島関連国際学術セミナーが開かれ、多くの学者が発言したが、その内容をここに一部紹介する。

独島問題に詳しいハワイ大学のジョン・バン・ダイク教授は、史料と国際領有権紛争に関する慣例からすると、独島問題が国際司法裁判所に提訴された場合、独島の朝鮮領認定可能性が極めて高いとして、こう続けた。「独島は三国時代に新羅の領土であったという諸史料があり、1700～1800 年代に作成された日本の諸地図にも独島が朝鮮の領土と表示されている。他方、日本は、1905 年に初めて、独島がどこかの国に属している証拠はないとして、独島の領有権を主張したに過ぎない」

また、南朝鮮世宗大学の保坂教授は、次のように発言した。

「日本政府は恐らく政治的理由のために独島の領有権を主張してい

るのであろう。日本が独島を放棄すれば、中国南海で中国と領有権を争っている釣魚島（尖閣列島）問題、ロシアとの北方領土問題など他の事案に悪影響を及ぼすと見ているのである」

セミナーを主催したワシントン・独島守護特別委員会は、独島に関する研究の論文集を米国各地の図書館に配布し、研究の資に供するつもりだと言明した。

＊　　　＊　　　＊

以上、独島に関する諸史料に基づき、日本が独島問題を政治的目的達成の手段としていまだに領有権を主張し、占有策動を強めている現状を明らかにした。編集部は世界の良心ある人びとがこの問題に注意を向け、正しい判断を下すよう期待するものである。

日本が独島を狙って再侵略策動を続けるならば、それは自滅を招くだけである。

独島は昨日も、今日も、明日も永遠に朝鮮民族の神聖な領土として存在するであろう。

著者：金日成総合大学　博士、副教授　金恩沢
編集：李順英